

埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書 第24集

西別府祭祀遺跡 IV

- 西別府官衙遺跡群確認調査報告書IV -

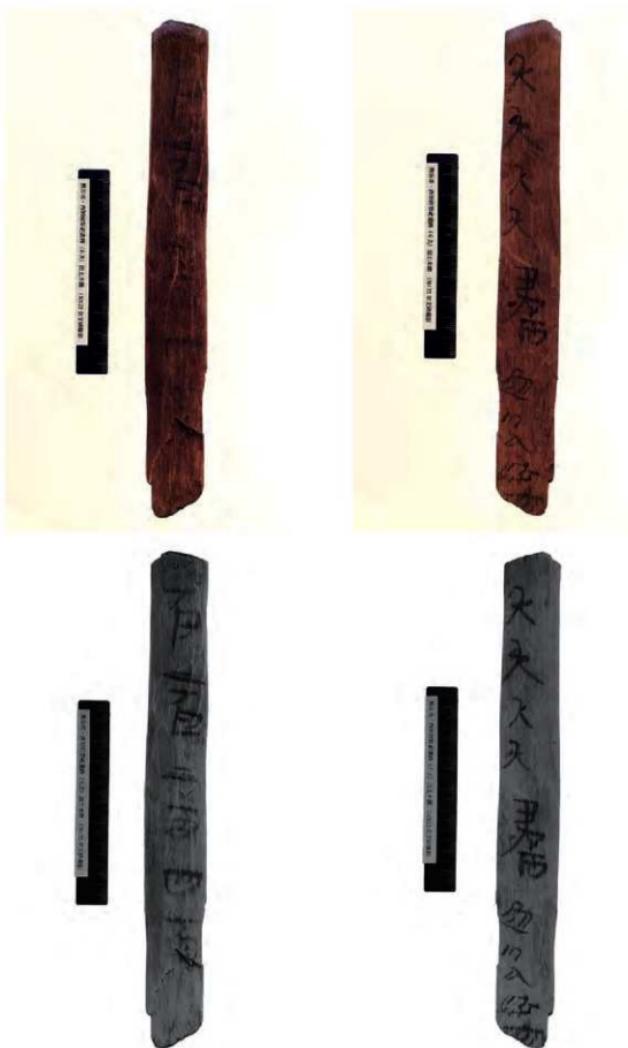
2016

埼玉県熊谷市教育委員会

埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書 第24集
にしへつ くまがや まいぞうぶんかざいていしょ 第24集
西別府祭祀遺跡 IV
– 西別府官衙遺跡群確認調査報告書IV –

2016

埼玉県熊谷市教育委員会



習書木牘（第1号河川跡・第2トレンチ出土（下：赤外線撮影） 撮影：奈良文化財研究所）

序

私たちの郷土熊谷は、丘陵、台地、沖積低地と地形が変化に富んでいる上、我が国及び関東を代表する2大河川である利根川・荒川が市内を流れ、大河がもたらす肥沃な大地と豊かな自然が広がっております。このような自然環境のもと、市内には、先人たちによって多くの文化財が営々と引き継がれてきました。これらの文化財は、郷土の発展やその過程を物語る証しであるとともに、私たち子孫の繁栄の指標ともなる先人の貴重な足跡であります。私たちは、こうした文化遺産を継承し、次世代に伝え、さらに豊かな熊谷市形成の礎としていかなければならぬと考えております。

さて、熊谷市西部西別府地区は、隣接する深谷市域にかけて多くの遺跡が所在する地域であります。特に、古代においては、当時の幡羅郡の郡役所が置かれた郡の中心的地区であります。平成13年からの調査により、深谷市幡羅遺跡において正倉を始め郡役所の主要施設が発見され注目を浴びているところであります、熊谷市に所在する古代寺院跡の西別府廃寺、湧泉祭祀跡の西別府祭祀遺跡も、幡羅郡役所と同時にあり、互いに有機的に機能していた遺跡であります。また、熊谷市も深谷市とともに幡羅遺跡・西別府遺跡群検討委員会を設置し、当該遺跡の学術的な評価、将来的な保存・活用策を調査、検討しております。

本書は、昭和38年、滑石製模造品の発見を契機に調査された埼玉県選定重要遺跡・熊谷市指定史跡である西別府祭祀遺跡において、平成23年度に2次にわたり実施された確認調査の成果をまとめたものです。このたびの成果は、幡羅郡役所が存在していたと同時期に使用され投棄された木簡が河川跡から発見され、古代の郡役所及びその周辺の歴史的環境の復元に迫る貴重な資料を提供できたものでした。また、遺跡からは主に弥生時代から平安時代までの遺構や遺物が確認され、当時の自然環境を復元する一助となる成果がありました。

本書が、幡羅・西別府官衙遺跡群の理解やその重要性を明らかにする一助となることはもちろん、埋蔵文化財保護、学術研究の基礎資料として、また埋蔵文化財の普及・啓発の資料として広く活用されることとなれば幸いです。

最後になりましたが、発掘調査から報告書刊行に至るまで、文化財保護法の趣旨を尊重され御理解、御協力を賜りました西別府地区土地所有者及び地元関係者をはじめ多くの皆様に厚くお礼申し上げ、発刊のあいさつといたします。

平成28年3月

熊谷市教育委員会

教育長 野原 晃

例　　言

- 1 本書は、西別府官衙遺跡群を構成する西別府祭祀遺跡の範囲内容確認調査報告書である。
西別府祭祀遺跡　埼玉県熊谷市西別府字瀧下1563番、1564番1所在（埼玉県遺跡番号59-001）
- 2 本調査は、西別府祭祀遺跡の保存目的のための範囲内容確認調査であり、市内遺跡発掘調査等事業国庫補助金、県費補助金の交付を受け、熊谷市教育委員会が実施した。
- 3 本事業の組織は、I章のとおりである。
- 4 調査期間は、西別府祭祀遺跡第5次調査が平成23年10月11日～10月20日、第6次調査が平成24年1月26日～3月16日である。
整理・報告書作成期間は、平成27年4月13日～平成28年3月25日である。
- 5 調査の担当は、第5次・第6次調査、整理・報告書作成事業のいずれも熊谷市教育委員会吉野 健が担当した。
- 6 本書の執筆・編集は、吉野が担当した。
- 7 基準点測量及びこれに付随する調査区全体の測量図の作成は、株式会社東京航業研究所に委託した。
- 8 写真撮影は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所・中村一郎氏による出土木簡の撮影を除き、吉野が行った。
- 9 出土遺物の整理及び図版等の作成は、熊谷市立江南文化財センター作業員・綾川美幸、木村のぶ子、小林まゆみ、齊藤千賀子、清水貴子、十龟祥子、中島清香、平山雄浩、福島ひとみ、松本美由紀の協力を得て、吉野が行った。
- 10 出土遺物は、熊谷市教育委員会で保管している。
- 11 出土木簡については、別に『木簡研究』第35号（木簡学会 2013）p64・65に掲載がある。
- 12 発掘調査及び本書の作成にあたり、下記の方々及び機関等から御教示、御協力を賜った。記して謝意を表します。（敬称略、五十音順）
佐藤 信、須田 勉、山中敏史（以上、埼玉県発掘調査・評価指導委員会 輛羅遺跡・西別府遺跡群検討委員会）
岩田明広、書上元博、澤出晃越、菅谷浩之、杉崎茂樹、知久裕昭、田中広明、鳥羽政之、中村一郎、宮井英一、宮瀧文二、村松 篤、山本 崇、深谷市教育委員会、埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課、公益財團法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、木簡学会
【地権者等】
飯田好一、斎藤貴一、田島一宏、原口 卓

凡　　例

- 1 座標は、幡羅・西別府官衙遺跡群の全体を把握できるよう深谷市・幡羅遺跡の調査に用いた国家方眼座標（国家標準平面直角座標第Ⅹ系）に合わせた（旧国家座標）。また、遺構における方位指示は、すべて座標北を示している。
- 2 本文中、遺構の略記号は、次のとおりである。

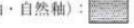
S…水田跡 N R…河川跡（自然流路）
- 3 土層断面図及び平面図中の表記記号は、次のとおりである。なお、第9図における遺物分布図は、遺物実測図を図示したもの及び木製品・木片については表記を割愛したため、表示がないものは木製品・木片を示す。

S…川原石 P…土器 W…木製品・木片
- 4 遺構挿図の縮尺は、原則として次のとおりであり、全て個別に示した。

トレンチ全測図（水田跡・河川跡）…1／120 遺物分布図…1／80 土層断面図…1／60
- 5 遺構挿図中、断面に添えてある数値は標高を示している。また、同一図版の標高は統一した。
- 6 遺物挿図の縮尺は、原則として次のとおりであり、全て個別に示した。

土器・埴輪・瓦・土製品…1／4 土錘・埴輪（一部）…1／2
木製品…1／2、1／3、1／4、1／10
- 7 遺物実測図の中で、中心線はすべて実線で示し、遺物観察表にできる限り残存率で示した。また、表現方法は、以下のとおりである。

須恵器のうち還元焰焼成の断面：黒塗り 酸化焰焼成の断面：白抜き 瓦断面：
上記以外の土師器、陶器等の遺物断面：白抜き

釉薬（銅緑釉）： 釉薬（灰釉、自然釉）： 炭化・油煙付着か所：黒塗り

墨書き：黒塗り

底部調整 回転糸切り 
回転ヘラ削り 

木製品については、断面に木取りの方向を示した。
- 8 遺物拓影のうち、左右あるものは向かって左に外面、右に内面、左のみのものは外面を示した。ただし、平瓦については、向かって左に凹面、右に凸面を示し、土器転用硯については、上に内面、下に外面を示し、板石塔婆については、表面のみ示した。
- 9 遺物観察表の凡例は、次のとおりである。

法量の単位は、cm、gである。また、推定値は括弧付けて示した。
胎土は、土器に含まれる鉱物等を以下の記号で示した。

A…白色粒子 B…黒色粒子 C…赤色粒子 D…褐色粒子 E…赤褐色粒子 F…白色針状物質
G…長石 H…石英 I…白雲母 J…黒雲母 K…角閃石 L…片岩 M…砂粒 N…礫
焼成は、次のように区分した。

A…良好 B…普通 C…不良
- 10 写真図版の遺物縮尺は、すべて任意である。
- 11 土層及び遺物の色調は、「新版標準土色帖」（小山正忠・竹原秀雄編著、農林水産省農林水産技術会議事務局監修、財团法人日本色彩研究所色標監修、日本色研事業株式会社発行 2008年版）に照らし最も近似した色相を示した。

目 次

口 紋

序

例 言

凡 例

目 次

I 確認調査の概要.....	1
1 調査に至る経過.....	1
2 確認調査、報告書作成の経過.....	1
3 確認調査、整理・報告書刊行の組織.....	2
II 遺跡の立地と環境.....	4
III 西別府祭祀遺跡第5次調査.....	12
1 遺跡の概要.....	12
(1) 調査の方法	12
(2) 検出された遺構と遺物	12
2 遺構と遺物	12
(1) 第1トレンチ（旧地形）、出土遺物	12
IV 西別府祭祀遺跡第6次調査.....	15
1 遺跡の概要	15
(1) 調査の方法	15
(2) 検出された遺構と遺物	15
2 遺構と遺物	16
(1) 第2トレンチ・河川跡、出土遺物	16
(2) 第3トレンチ・河川跡、出土遺物	19
(3) 第4トレンチ・河川跡、出土遺物	27
(4) 第5トレンチ・水田跡、出土遺物	32
(5) 第5トレンチ・河川跡、出土遺物	34
(6) 第5トレンチ遺構外出土遺物	35
V 調査のまとめ	37

挿 図 目 次

第1図	埼玉県の地形図	4
第2図	西別府祭祀遺跡と周辺遺跡分布図	7
第3図	幡羅遺跡グリッド分割図	9
第4図	西別府官衙遺跡群範囲図	10
第5図	西別府祭祀遺跡調査地点位置図	11
第6図	西別府祭祀遺跡第5次・第6次調査区全体図	11
第7図	第1トレンチ全測図、出土遺物	13
第8図	第1トレンチ土層断面図	14
第9図	第2トレンチ全測図・河川跡（上）、河川跡遺物分布図（下）	17
第10図	第2トレンチ・河川跡土層断面図	18
第11図	第2トレンチ河川跡出土土器	20
第12図	第2トレンチ河川跡出土木製品（1）	22
第13図	第2トレンチ河川跡出土木製品（2）、出土土製品、出土埴輪	23
第14図	第3トレンチ全測図・河川跡、遺物分布図	24
第15図	第3トレンチ・河川跡土層断面図	25
第16図	第3トレンチ・河川跡出土土器、木製品	26
第17図	第4トレンチ全測図・河川跡、出土遺物	28
第18図	第4トレンチ・河川跡土層断面図	29
第19図	第5トレンチ全測図・水田跡平面図、土層断面図	31
第20図	第5トレンチ水田跡出土遺物	32
第21図	第5トレンチ河川跡平面図、土層断面図、出土遺物	33
第22図	第5トレンチ遺構外出土遺物	35
第23図	西別府祭祀遺跡以北現況図、大正5年以前旧公園重ね図	39
第24図	西別府祭祀遺跡以北現況図、耕地整理前（昭和30年頃）重ね図	39

表 目 次

第1表	第1トレンチ出土遺物観察表	15
第2表	第2トレンチ・河川跡出土土器観察表	21
第3表	第2トレンチ・河川跡出土木製品観察表	24
第4表	第2トレンチ・河川跡出土土製品、埴輪観察表	24
第5表	第3トレンチ・河川跡出土遺物観察表	27
第6表	第4トレンチ・河川跡出土遺物観察表	30
第7表	第5トレンチ水田跡出土遺物観察表	32

第8表	第5トレンチ河川跡出土遺物観察表	34
第9表	第5トレンチ遺構外出土遺物観察表	36

図版目次

- 図版1 第1トレンチ・旧地形全景（南東から）
- 第1トレンチ土層断面C-C'（南から）
- 第1トレンチ土層断面D-D'（北から）
- 図版2 第1トレンチ湧水による水没状況（南東から）
- 第2トレンチ第1号河川跡全景（北東から）
- 第2トレンチ第1号河川跡南部完掘状況（南西から）
- 図版3 第2トレンチ第1号河川跡土層断面A-A' 北半（北から）
- 第2トレンチ第1号河川跡土層断面A-A' 南半（北から）
- 第2トレンチ第1号河川跡土層断面B-B'（北東から）
- 図版4 第2トレンチ第1号河川跡土層断面C-C'（東から）
- 第2トレンチ第1号河川跡習書本簡出土状況（南東から）
- 第2トレンチ第1号河川跡土師器坏出土状況（東から）
- 図版5 第2トレンチ第1号河川跡槽出土状況（北東から）
- 第3トレンチ第1号河川跡全景（南西から）
- 第3トレンチ第1号河川跡土層断面A-A'（東から）
- 図版6 第3トレンチ第1号河川跡梁出土状況（南から）
- 第4トレンチ第1号河川跡全景（北東から）
- 図版7 第4トレンチ第1号河川跡土層断面A-A'（東から）
- 第4トレンチ第1号河川跡土層断面B-B'（北から）
- 第5トレンチ第1・第2号水田跡全景（南から）
- 図版8 第5トレンチ第1号河川跡全景（北から）
- 第5トレンチ第1号河川跡近景（北から）
- 第5トレンチ第1号河川跡土層断面A-A'（北から）
- 図版9 第2トレンチ河川跡 第11図1・2・10・21・27・28（弥生土器、土師器、須恵器）
- 第3トレンチ河川跡 第16図1（ロクロ土師器）
- 第4トレンチ河川跡 第17図1・5（土師器、ロクロ土師器）
- 第5トレンチ遺構外 第22図2（須恵系土師質土器）
- 図版10 第1トレンチ 第7図1（外面）（土師器）
- 第2トレンチ河川跡 第11図3～9・11～17（外面）・20（外面）・22（土師器）
- 第5トレンチ水田跡 第20図1（土師器）
- 第5トレンチ河川跡 第21図1（土師器）

- 第5トレンチ遺構外 第22図1（土師器）
- 図版11 第1トレンチ 第7図1（内面）・2・3（土師器）
第2トレンチ河川跡 第11図11～20（内面）・23・24（土師器、ロクロ土師器）
第3トレンチ河川跡 第16図2（ロクロ土師器）
第4トレンチ河川跡 第17図6（ロクロ土師器）
第5トレンチ水田跡 第20図2～4（須恵系土師質土器）
第5トレンチ遺構外 第22図3～6（土師器、ロクロ土師器）
- 図版12 第1トレンチ 第7図7（円筒埴輪）
第2トレンチ河川跡 第11図25・26・29～31・45～47（須恵器、土製支脚、円筒埴輪）
第4トレンチ河川跡 第17図2～4・8～10（須恵器、平瓦、土鍤）
第5トレンチ水田跡 第20図5～7（須恵器）
第5トレンチ遺構外 第22図7～9（須恵器、転用硯）
- 図版13 第2トレンチ河川跡 第12図33～40、第13図41～44（木製品）
- 図版14 第3トレンチ河川跡 第16図3～5（木製品）
第4トレンチ河川跡 第17図11（木製品）
第5トレンチ水田跡 第20図8（木製品）
第2トレンチ河川跡 瓢箪片

I 確認調査の概要

1 調査に至る経過

平成13年、隣接する深谷市幡羅遺跡において、民間の開発により大型の倉庫跡（幡羅郡家の正倉）が発見され、平成14年度以降保存目的の範囲内容確認調査が実施されてきた。この遺跡は、幡羅郡家跡として認識され、これに隣接する西別府祭祀遺跡、西別府廃寺についても、郡家を構成する一要素であり、重要かつ不可欠なものとしての認識が高まった。これにより、幡羅遺跡・西別府祭祀遺跡・西別府廃寺検討委員会（現在、幡羅遺跡・西別府遺跡群検討委員会）を設置し、これらの遺跡の学術的な評価を行うとともに、将来的な保存・活用策を調査・検討することとなった。

熊谷市では、平成15年度から、この検討委員会の指導の下、西別府官衙遺跡群（西別府祭祀遺跡、西別府廃寺、西別府遺跡）の詳細な状況を把握し、遺跡の保存を目的とする確認調査を実施してきた。それは、今回報告する西別府祭祀遺跡の確認調査を含めて、平成15年度の西別府遺跡における予備調査に始まり、平成16年度は西別府遺跡確認調査（第1次調査）、平成17年度は西別府祭祀遺跡確認調査（第3次調査）、平成19年度は西別府祭祀遺跡確認調査（第4次調査）、平成23年度は西別府祭祀遺跡確認調査（第5次・第6次調査）、平成24年度は大竹遺跡確認調査（第1次調査）と調査を行っている。なお、平成24年度調査の大竹遺跡は、西別府官衙遺跡群には含まれないが、幡羅郡家の周間に広がる郡家関連の律令集落の一つである。

各々の調査は、調査に先立ち、文化財保護法58条の2第1項及び同法第99条第1項（平成17年4月法改正により同条）の規定に基づく埋蔵文化財発掘の通知を提出し、熊谷市教育委員会により実施された。

本報告の西別府祭祀遺跡確認調査（第5次・第6次調査）に関わる熊谷市教育委員会の通知は、以下のとおりである。

平成23年度（第5次調査）

平成23年9月27日付け熊教社発第1444号

平成23年度（第6次調査）

平成24年1月19日付け熊教社発第1676号

2 確認調査、報告書作成の経過

（1）西別府祭祀遺跡確認調査（第5次調査）

確認調査は、平成23年10月11日から10月20日にかけて行った。調査面積は、64.00m²である。

調査は、湯殿神社境内社殿北側の堀以北に広がる水田において、長さ15.80m、幅4.00mの第1トレチを北西—南東方向に設定し、重機により遺構確認面まで掘削した。その後、トレチの壁面及び床面を精査し、遺構確認を行った。確認された遺構は、昭和30年前後にわたる耕地整理以前の地形と考えられる河川跡（水路跡）及び陸地であった。北西端においては、土層の堆積状況を確認するためにトレチ短軸の壁に沿ってサブトレチを設定し掘削し、土層観察を行った。その他の調査区壁については、土層観察のための精査を行い、土層断面図を作成した。

また、遺構及び全体については平板測量により平面図を作成し、さらに、写真撮影を実施し記録保存

を行った。

なお、本調査では、引き続き他のトレンチを掘削し調査を進める予定であったが、この第1トレンチの調査の際に激しい湧水があったため、今後、他のトレンチ調査を続けることが困難であるとの判断から、時期を改めて調査を行うこととなった。よって、調査は、第1トレンチの調査だけで終了した。

(2) 西別府祭祀遺跡確認調査（第6次調査）

確認調査は、平成24年1月26日から3月16日にかけて行った。調査面積は、192.00m²である。

調査は、第5次調査と同様の水田か所において、第1トレンチの南西に近接して第2・3・4トレンチを各々並行に、さらに軸方向を変えて第5トレンチと計4本を設定し、重機により遺構確認面と思われる面まで掘削した。その後、トレンチの壁面及び床面を精査し、遺構確認を行った。（ほぼ南北方向の第5トレンチを除き他のトレンチは北東-南西方向で、そのおおよその規模は、第2トレンチが長さ19.46m、幅3.30m、第3トレンチが長さ13.30m、幅3.10m、第4トレンチが長さ10.80m、幅3.40m、第5トレンチが長さ9.40m、幅5.00mである。）

各トレンチは、人力により適宜遺構底面又は無遺物層まで掘削し、遺構の状況や遺構の有無について詳細な調査を行った。なお、第2トレンチは、南半を河川跡の底面まで、及びトレンチ長軸の1方向壁に沿ったサブトレンチの掘削を、第3トレンチは、トレンチ全体を河川跡の底面まで、及びトレンチ長軸壁2方向に沿ったサブトレンチの掘削を、第4トレンチは、南半を河川跡の底面まで、及びトレンチ長軸一部で1方向の壁に沿ったサブトレンチの掘削を、第5トレンチは、一旦上面で検出された水田跡の調査を終えた後、下面については一部を河川跡の確認面まで掘削し、適宜サブトレンチを掘削し調査を行った。

確認された遺構及び調査区壁は、適宜土層断面観察を行い、土層断面図を作成した。

また、遺構及び全体については造り方測量により平面図を作成し、遺物出土状況については分布図を作成し遺物の取り上げを行った。さらに、写真撮影を実施し記録保存を行った。

(3) 整理・報告書作成作業

本書の整理作業は、平成27年4月から平成28年3月にかけて実施した。

まず、遺物の洗浄、注記、接合、復元作業を行った。その後、遺物の分類を行い、実測作業を開始した。また、これらと並行して遺構の図面整理を行った。

次に、土器等の遺物のトレース・拓本を探り図版を作成し、併せて遺構等のトレース・図版の作成を行った。そして、遺構の写真整理・遺物写真撮影を行い、写真図版の割付をした。また、これと並行して原稿執筆を行った。

最後に、印刷業者の選定を行い、校正を経て本報告書を刊行した。

3 確認調査、整理・報告書刊行の組織

主体者 熊谷市教育委員会

(1) 確認調査

平成23年度

教育長

野原 晃

教育次長	藤原 清
社会教育課長	齊木 千春
社会教育課文化財保護・市史編さん担当副参事	根岸 敏彦
社会教育課副課長兼文化財保護係長	森田 安彦
主幹（文化財保護係）	吉野 健
文化財保護係主査	鯨井 敬浩
主査	松田 哲
主査	杉浦 朗子
主任	歳持 俊輔
主任	山下 祐樹

(2) 整理・報告書作成

平成27年度

教育長	野原 晃
教育次長	米澤ひろみ
社会教育課長	山崎 実
社会教育課文化財保護・市史編さん担当副参事	森田 安彦
社会教育課副課長兼文化財保護係長	吉野 健
社会教育課文化財保護係主査	松田 哲
主査	小島 洋一
主査	歳持 俊輔
主任	山下 祐樹
主任	腰塚 博隆
主任	金子 正之
発掘調査員	長谷川一郎
事務嘱託	原野 真祐
事務嘱託	山崎 和子

II 遺跡の立地と環境

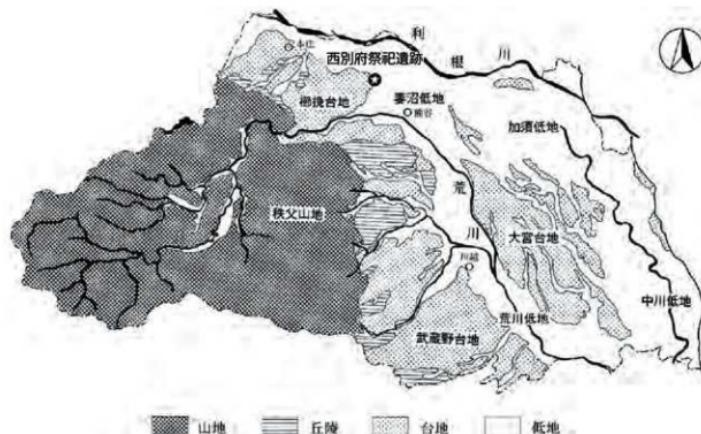
熊谷市は、埼玉県の北部、東京都心から50~70km圏に位置し、その区域は南北に約20km、東西に約14kmの規模を有する。

市の南には荒川が、北には利根川がそれぞれ西から南東方向に流れ、両河川が最も近接する地域にある。地形的には、市の西側に櫛挽台地、荒川を挟んで南側には江南台地及び比企丘陵、北側及び東側には妻沼低地が広がり、市の大半はこの妻沼低地上にある（第1図）。

櫛挽台地は、洪積世に形成された荒川扇状地の左岸一帯の総称で、寄居町末野付近を扇頂として東は市西部の三ヶ尻付近まで、北東方向へは本報告である西別府祭祀遺跡を含む西別府官衙遺跡群が所在する西別府付近まで延びている。標高は約36~54mを測り、妻沼低地に向かって緩やかに下る。また、扇状地扇端である三ヶ尻や西別府地区の台地裾部においては、扇央部で伏流水となっていた水が湧水となって現れ、かつては多數確認されていた。

櫛挽台地の東側には、洪積世に荒川の乱流により新たに形成された荒川新扇状地が広がっている。この荒川新扇状地は、熊谷市の南西に位置する深谷市（旧川本町）菅沼付近を扇頂として妻沼低地へと広がっており、自然堤防や後背湿地が発達している。

本報告の西別府祭祀遺跡は、櫛挽台地北東端線辺部の台地上並びにその崖線下以北の堀及び水田に所在し、台地上では標高32m前後、崖線下の堀では標高28m前後、水田では28.5m前後を測る。また、遺跡はJR高崎線籠原駅の北西約2.0km、荒川から北へ約6.0km、利根川から南へ約5.0kmの距離にある。本報告の水田面の遺跡に限っていえば、現地表面から上層の遺構確認面までの深さは、50cm前後であった。



第1図 埼玉県の地形図

次に、本報告の遺跡を中心に歴史的環境を概観する（第2図）。

旧石器時代から縄文時代であるが、この時期の遺跡の発見例はきわめて少ない状況である。旧石器時代で知られているのは、近くでは平安時代の堅穴住居跡の埋土中から出土した櫛挽台地東端にある籠原裏遺跡の黒耀石製尖頭器の事例がある。

縄文時代になると、櫛挽台地北端にある深谷市東方城跡において、草創期の可能性がある尖頭器が出土している。

前期になると台地のみならず低地上にも出現はじめ関山式土器が出土した寺東遺跡等の集落跡が確認されている。中期は、特に後半段階の加曾利E式期の遺跡が爆発的に出現するが、依然として櫛挽台地及び台地直下の低地上に集中している。

後期になると遺跡数は減少傾向ではあるが、徐々に低地へと進出をはじめ。本遺跡周辺では、中期と同様に集中して所在し、深谷市内においても、台地縁辺部及び台地下の低地上で遺跡が確認されている。

晩期になると、さらに遺跡数が減少し、市内においては非常に少ないが、低地の自然堤防上に進出した遺跡が目立つようになる。市東部の妻沼低地に位置する上之地区で安行式土器が検出されている程度である。深谷市では低地においていくつかの遺跡が確認されているが、上敷免遺跡では晩期終末の浮線文土器片が多数出土しており、また、市東部妻沼低地の前中西遺跡（地図未掲載）の包含層中及び他時期の遺構からも浮線文土器が出土している。これは、次の弥生時代が始まる以前に人々が低地に進出してきた証であり、次代へのつながりが看取できる。

弥生時代については、深谷市において妻沼低地の上敷免遺跡の包含層から県内初の前期遠賀川式土器の胴部上半破片が出土している。その後、中期に至ると多くの遺跡の存在が確認されるようになる。中期以降の集落は、櫛挽台地上及び台地下の自然堤防上に営まれている。市内では三ヶ尻遺跡に含まれる三ヶ尻上古遺跡、横間栗遺跡、飯塚遺跡、飯塚南遺跡、飯塚北遺跡、深谷市では上敷免遺跡等であり、飯塚遺跡を除きいずれも再葬墓が検出された遺跡である。横間栗遺跡は、前期末から中期中頃の再葬墓が16基発見され、この一括資料は1999年3月に埼玉県指定文化財となっている。この横間栗遺跡に近接する関下遺跡では中期中頃の堅穴住居跡が確認され、隣接する石田遺跡とともに集落域の広がりを想起させる遺跡である。

一方、市内東部の低地上では、水稻耕作を基盤とした本格的な集落が営まれ、池上遺跡（地図未掲載）は環濠集落として知られている。また、小敷田遺跡（地図未掲載）では関東地方で最も古い段階の須和田式期の方形周溝墓が確認されている。

中期後半には、市内では妻沼低地の北島遺跡（地図未掲載）や前中西遺跡で集落が確認されており、深谷市やはり妻沼低地では、宮ヶ谷戸遺跡や上敷免遺跡で集落が確認されている。後期中頃から終末にかけては、少ないものの低地上各地に遺跡が見られる。市内弥藤吾新田遺跡、中条条里遺跡（地図未掲載）に含まれる東沢遺跡、行田市池守遺跡（地図未掲載）が存在する。東沢遺跡・池守遺跡では吉ヶ谷式土器が、弥藤吾新田遺跡では南関東系の弥生町式土器が出土している。

古墳時代になると、古墳は台地・自然堤防等の微高地に形成され、集落は台地のみならず低地の自然堤防上にも活発に営まれるようになり、次第に遺跡数も増加傾向にある。前期の遺跡は特に低地における確認例が増え、本遺跡周辺では、市内は横間栗遺跡、根絡遺跡、中耕地遺跡、一本木前遺跡、深谷市

は明戸東遺跡、東川端遺跡、宮ヶ谷戸遺跡、上敷免遺跡等がある。北部や東部まで広く見てみると、市内では池上遺跡、中条条里遺跡に含まれる東沢遺跡、北島遺跡、前中西遺跡、藤之宮遺跡（地図未掲載）、弥藤吾新田遺跡が知られるほか、行田市池守遺跡、小敷田遺跡等が知られる。集落では、北島遺跡においては弥生時代に統いて大規模な集落が営まれており、東沢遺跡とあわせて河川跡から鍛・鋸をはじめとした多量の木製農具を出土した遺跡として知られる。さらに、北島遺跡では東海地方にその系譜が求められるバレス壺や高杯が多く見られ、近接する小敷田遺跡においても畿内や東海地方等の外来系の土器が多数出土している。

墓域の存在としては、一本木前遺跡、上敷免遺跡、東川端遺跡等で方形周溝墓群が確認されている。これら方形周溝墓も古墳の出現とともにその影響を受け、江南台地では埼玉県指定史跡である塙古墳群I支群（地図未掲載）の前方後方墳や方墳のように古墳が定着する過渡期の墳墓が出現する。

中期の様相は、他の時期と比べて不明な点が多いが、集落が大規模に展開していくのは中期後半以降となるようである。市内の北島遺跡、中条遺跡（地図未掲載）、藤之宮遺跡、前中西遺跡等、深谷市の森下遺跡（地図未掲載）等で遺構・遺物が検出されている。森下遺跡では竪穴住居跡が8軒検出されており、大型建物跡を中心に配置されている。

一方、古墳に目を転じてみると、数こそ少ないが、妻沼低地の福川の自然堤防上に市指定史跡・横塚山古墳が存在する。これは、B種横刷毛の埴輪をもつ前方後円墳（後円部は一部欠損）である。

後期になると遺跡数は爆発的な増加をみる。集落は台地ばかりではなく自然堤防上にもさらに積極的に進出を図っていったようであり、奈良・平安時代へと継続して展開する大規模なものが多く見受けられる。市内では柳挽台地の三ヶ尻遺跡、荒川新扇状地の桶の上遺跡、妻沼低地の本郷前東遺跡、新屋敷東遺跡、一本木前遺跡、飯塚南遺跡等をはじめ数多くの遺跡が確認されている。桶の上遺跡では平安時代までの竪穴住居跡が150軒以上検出されている。一本木前遺跡では古墳時代後期を中心に奈良・平安時代の竪穴住居跡が450軒以上も検出されており、河川の氾濫にもかかわらず同じところに人々と集落が営まれている状況が確認されている。また、同じく後期の祭祀跡も発見されている。

古墳を見てみると、群を形成して築造されているのがわかる。柳挽台地の別府古墳群、在家古墳群、籠原裏古墳群、三ヶ尻古墳群、深谷市木の本古墳群、荒川新扇状地の広瀬古墳群、石原古墳群、肥塚古墳群（地図未掲載）、荒川右岸の段丘堆積層上の埼玉県指定史跡の深谷市鹿島古墳群（地図未掲載）、妻沼低地中条古墳群（地図未掲載）、上之古墳群（地図未掲載）、上江袋古墳群等数多くが分布する。これらはおおむね6世紀から7世紀ないしは8世紀初頭にかけて形成された古墳群である。市内において特筆すべき古墳を挙げると、籠原裏古墳群は川原石乱石積の胴張型横穴式石室を有する古墳群であるが、7世紀後半～8世紀初頭の築造と考えられる特異な八角形の墳形をもち、刀装具等特殊な遺物が出土した古墳の存在が知られており、終末期の古墳の様相、さらには幡羅郡家跡である幡羅遺跡との関係においても見逃すことのできない発見である。広瀬古墳群中の宮塚古墳は、上円下方墳という特異な墳形を今に残し熊谷市唯一の国指定史跡として知られている。肥塚古墳群では、川原石乱石積と角閃石安山岩切組積の2種類の胴張型横穴式石室をもつ古墳が確認されており、前者は荒川水系の石材、後者は利根川水系の石材と判断され非常に興味深い様相を呈している。中条古墳群中の鎧塚古墳（地図未掲載）は全長43.8mの帆立貝式前方後円墳で、須恵器高环型器台等（県指定文化財）を伴う墓前祭祀跡2か所



第2図 西別府祭祀遺跡と周辺遺跡分布図

が確認されており、築造年代は5世紀末～6世紀初頭に比定されている。

奈良・平安時代には、この地域も律令制の体制に組み込まれていき、市内には幡羅郡、男衾郡、大里郡、埼玉郡の4郡が存在していたとされる。本遺跡群周辺一帯はそのうち幡羅郡に属し、現在の市域の西部及び北部、深谷市東部の一帯が該当すると考えられている。

前述したとおり、古墳時代後期に自然堤防上の微高地に形成された集落の多くは、増減はあるものの奈良・平安時代へと継続されていき、また規模の大きいものが多い。この頃の中心的集落遺跡は妻沼低地の北島遺跡にみられる。300軒以上もの堅穴建物跡が検出されている大規模集落である。7世紀から9世紀までを中心に、12世紀さらには中世にまで及ぶ集落であり、大規模な掘立柱建物跡・道路状遺構・河川跡等様々な遺構と遺物が検出されている。また、9世紀前半には二重の溝で区画され、区内に大型の掘立柱建物跡と少数の堅穴建物跡で構成される地区が登場している。この区画施設は、10世紀前半には位置を変え、11世紀前半には消滅する。つまり、北島遺跡は地域の中核となる典型的律令集落である。その近隣には、7世紀末から8世紀初頭頃の出舉木筒を出土した小敷田遺跡、整然と配された9世紀代の掘立柱建物跡群が検出された池上遺跡も存在する。また、源訪木遺跡（地図未掲載）では、古墳時代後期から平安時代にかけての祭祀が行われた河川跡が検出され、玉類、被熱した銅鏡、さらには肅串・人形等の木製祭祀具を使った水辺の祭祀が行われていたことが確認されたほか、平安時代の溝に区画された集落跡や大型の掘立柱建物跡群、多数の灰陶器や綠釉陶器が検出される等、官衙的様相が看取できる。

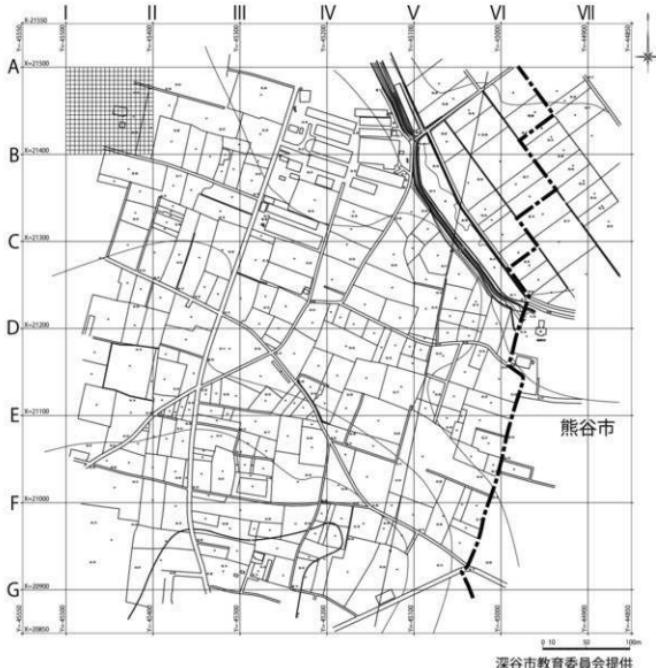
集落以外の遺跡では、櫛挽台地北東端に深谷市幡羅遺跡が所在する。この幡羅遺跡は東西約500m、南北約500mの範囲をもつ幡羅郡家跡であり、これまでに郡庁院を除く正倉院、館、厨家、曹司、道路等の施設が検出されている。そして、この幡羅遺跡に隣接して本報告の遺跡を含めて西別府遺跡・西別府廃寺の3遺跡が存在し、郡家と一体をなす遺跡群として理解され注目を浴びている。西別府遺跡は幡羅遺跡と一体の遺跡と捉えることができ、西別府廃寺は郡司が創建に関わったとされる8世紀前半創建の寺院、本報告の西別府祭祀遺跡は7世紀後半から11世紀前半まで石製模造品や土器を用いて湧泉で行われた水辺の祭祀跡である。また、この西別府祭祀遺跡の北西、妻沼低地上に所在する本郷前東遺跡・新屋敷東遺跡では、河川跡の縁辺部や集落内の祭祀跡で7世紀前半の土器と共に石製模造品が出土し、水利にかかる再生を祈願した水の祭祀と理解され、西別府祭祀遺跡は、時期的にこれらの遺跡に統く祭祀遺跡と考えられている。なお、幡羅遺跡・西別府遺跡・西別府廃寺及び西別府祭祀遺跡に挟まれる遺構未確認の空間地は、郡家の郡庁院が存在するのではないかと推定されている。

さらに、これらの遺跡が所在する台地下の低地には、同郡に属する別府条里遺跡や道ヶ谷戸条里遺跡が所在し条里制に関わる遺構の痕跡をとどめている。条里跡の存在については、同じく幡羅郡に属する市内東部の中条条里遺跡（地図未掲載）が所在する。

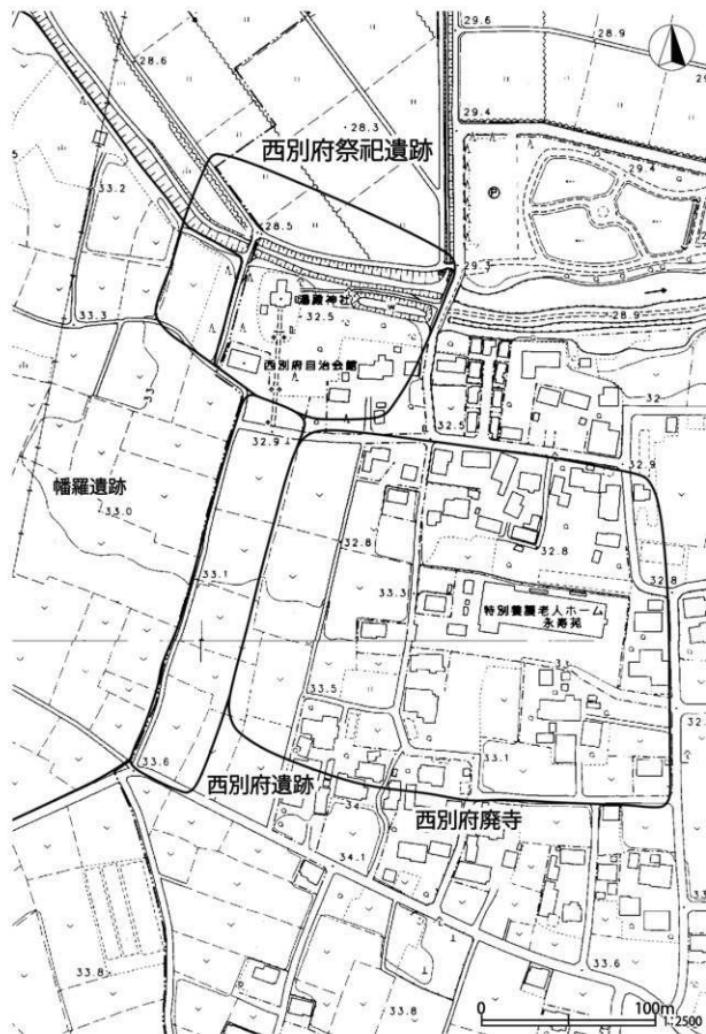
平安時代末から中世になると、武藏七党やその他の在地武士団の館跡が散在するようになるが、実態については不明なものが多い。本報告遺跡の近辺の櫛挽台地上には、別府城跡、別府氏館跡、西別府館跡等がある。別府城跡は別府氏の居館で、現在でも土壘と空堀が良く残っている。西別府館跡は、以前は土壘を一部残す状態であったが、現在は石標が存在を示すのみである。また、荒川新屋状地にある三ヶ尻地区には黒沢館跡が所在し、また、櫛の上遺跡、若松遺跡、社裏北遺跡、社裏遺跡、社裏南遺跡といっ

た土坑墓が多数検出された遺跡等多くの中世遺跡や遺物が確認されている。特筆すべきは黒沢館跡で、発掘調査により出隅をもち全周する堀と土塁、虎口等が検出され、渡辺峯山が記した文献である『訪姫録（ほうひいろく）』にある「黒沢屋敷」と調査成果が一致した大変貴重な例である。ところで、中世に関しては依然として資料がまだまだ不足している状態で、今後の資料の蓄積に期待されるといった状況であるが、荒川右岸の江南地区には鎌倉時代初期から多数の板石塔婆が存在することから、信仰心の厚い有力な武士が居住していたことが分かる重要な資料が残っていることで注目される。

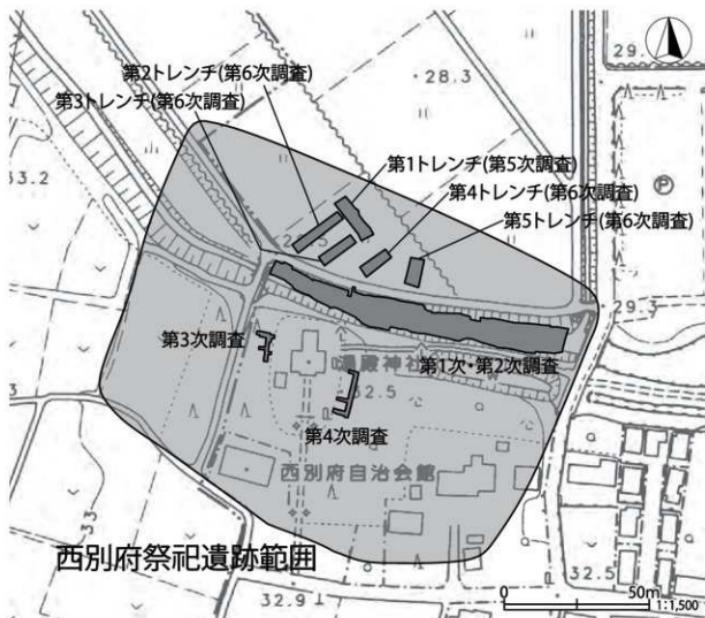
最後に、近世については、本遺跡に隣接して櫛挽台地上先端に所在する西方遺跡で土坑墓群が検出されているほか、西別府廃寺内に検出された土坑群や竪穴構造からは近世の陶磁器、瓦質土器、瓦、古錢等が出土している。なお、近世についても中世と同様に、市内において調査例がみられるものの、不明な点が多いといった実態である。



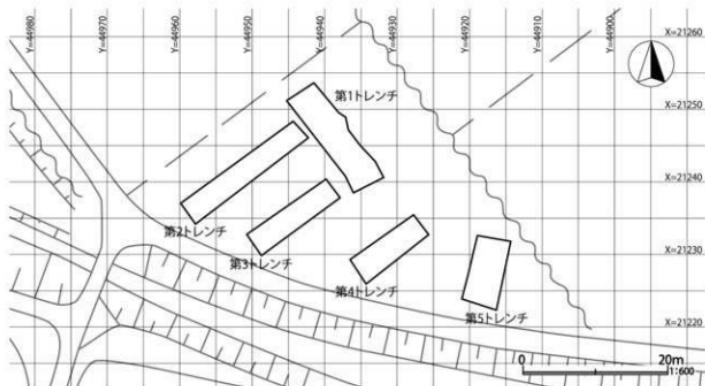
第3図 嬬羅遺跡グリッド分割図



第4図 西別府官衙遺跡群範囲図



第5図 西別府祭祀遺跡調査地点位置図



第6図 西別府祭祀遺跡第5次・第6次調査区全体図

III 西別府祭祀遺跡第5次調査

1 遺跡の概要

(1) 調査の方法

確認調査の方法は、トレンチによる調査である。設定した第1トレンチの傍らに仮の基準点杭を一本設定し調査を行い、最終的に、一辺5mのグリッドを用いた、幡羅遺跡・西別府官衙遺跡群の全体を把握できるよう幡羅遺跡の調査に用いた座標に合わせた。

実測作業にあたっては、仮の基準点杭を基点として、平板測量による方法で行った。なお、水準については、仮の基準点杭にレベル移動し設定し、測量の基準とした。

(2) 検出された遺構と遺物

今回の調査地点は、遺跡範囲の北部中央やや西寄りにあたり、第1次・第2次調査を行った堀の北側の低地上である。

検出された遺構は、昭和30年前後の耕地整理以前の旧地形の河川跡及び陸地と考えられるものである。

出土した遺物は、古墳時代の円筒埴輪、古墳時代後期から奈良時代までの土師器坏・壺・甕、近世の陶器・瓦質土器等であった。

なお、確認された旧地形は、大正5年以前の旧公図におおむね一致すると思われる。

2 遺構と遺物

(1) 第1トレンチ（旧地形）、出土遺物

第1トレンチ（旧地形）（第7・8図、第1表）

第1トレンチは、第6次調査区で設定した第2・第3トレンチに隣接し、これらに直交して北東に位置する。また、国家座標 X = 21,235~21,255、Y = -44,930~44,950内にある。

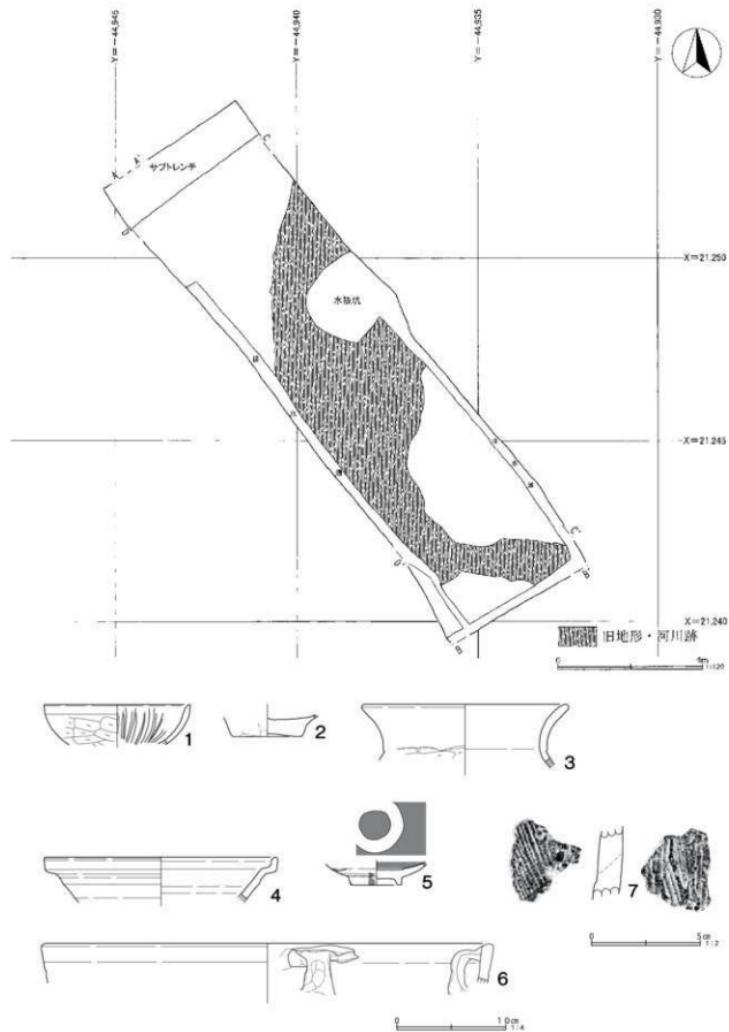
規模は、長さ16.0m、幅4.00~4.32mであり、北西-南東方向に長辺をとるトレンチである。

確認された旧地形のうち河川跡は、トレンチを南北に継断し、さらに西へ屈曲するものであり、その規模は、上面幅3.20~7.30mで、南北に継断する方が幅広である。一方、陸地か所は、河川跡を挟んで両岸に3か所確認された。

旧地形は、耕作土である表土（厚さ5~10cm）を剥がすと確認できる状況であった。また、河川跡は、砂礫混じりの暗灰黄色土が充填されており、調査区の南西に位置する台地の先端部を切り崩し、その土砂を利用して埋め立てたと推定される。よって、現在は、その台地先端部が大きく失われている。

出土遺物は、近世に所属すると考えられる陶器・擂鉢・壺、瓦質土器・焰燶等が河川跡の埋め立て土中から主に検出され、古墳時代後期～奈良時代（7世紀後半～8世紀初頭）に所属する土師器・坏・壺、甕等が、地表面下50cm前後に堆積していた黒色土中から検出された。なお、この黒色土は、泥炭化した層と考えられ、陸地と考えられるか所において、ほぼ同じレベルではほぼ水平に堆積していることが確認できた。

本トレンチ調査は、現況の堀北側に広がると想定された河川跡の検出を目的とし調査を行ったが、一



第7図 第1トレンチ全測図、出土遺物



第8図 第1トレンチ土層断面図

第1表 第1トレンチ出土遺物観察表（第7図）

順位 目録	器種	口径	底高	底径	胎土	焼成	色調	残存率	備考
7 1	土師器・坏	(13.3)	37	-	ADGJ	A	外面：黄灰 内面：黒	1/5	内面に放射状暗文。
7 2	土師器・壺	-	19	63	DEGJKM	B	外面：浅黄 内面：黒・灰	底部破片	
7 3	土師器・壺	(18.4)	59	-	AEGHIJM	A	にぶい橙	口縁部1/5	
7 4	陶器・埴輪	(21.2)	42	-				口縁部1/6	埴輪。 瓶口、美濃。
7 5	陶器・壺	-	19	47					体部外面上に灰釉（銅線釉瓦礫か）、 底部付近破片 内面は蛇の目剥離ぎ（崩れ釉）。 肥前系。
7 6	瓦質土器・焰壺	(40.7)	47	-	AHJ	B	明黄褐	口縁部1/6	
7 7	円筒埴輪		厚さ10~12			B	褐	肩部破片	外側：緋銅毛目（5本/cm）。 内面：斜棱・綻びの掛ナガ。

昼夜にしてトレンチ全面に水が張る程の激しい湧水に悩まされ、中途で調査を断念せざるを得なかつたため、河川跡の存在そのものの検出ができなかつた。

IV 西別府祭祀遺跡第6次調査

1 遺跡の概要

(1) 調査の方法

確認調査の方法は第5次調査と同じく、トレンチによる調査である。トレンチは、第5次調査からの通し番号とし、第2~第5トレンチと4本設定した。また、第5次調査と同様に、最終的に、一辺5mのグリッドを用いた、埴輪遺跡・西別府官衙遺跡群の全体を把握できるよう埴輪遺跡の調査に用いた座標に合わせた。

実測作業にあたっては、設定したトレンチの規模、軸方向に合わせ、トレンチ長辺の一方壁に沿うように原則として一辺5mの仮グリッドを設定し杭を展開し、その交点を基準に水糸で1m間隔のメッシュを張り、簡易造り方による方法で行った。

(2) 検出された遺構と遺物

調査地点は、第5次調査地点と同じく、遺跡範囲の北部中央やや西寄りにあたり、第1次・第2次調査を行った堀の北側の低地上である。

検出された主な遺構は、古墳時代後期以降の河川跡と考えられる遺構及びこの河川跡の埋没後に上層で形成された平安時代後期と考えられる水田跡である。

出土遺物は、弥生時代中期の壺・鉢、古墳時代前期の土師器高壺・堆・台付壺、古墳時代後期から平安時代までの土師器壺・壺・羽釜、須恵器壺・長頸壺・甕、須恵系土質土器壺・堆、ロクロ土師器壺・皿のほか、木簡・槽・曲物、織機、建築部材の梁等の木製品、平瓦、土鍤、土製支脚、円筒埴輪等であった。

河川跡の詳細は、トレンチによる調査であったため、その広がりの限りを確認することができなかつた。また、水田跡は、第5トレンチにおいて平面及び断面の確認ができたが、第2~第4トレンチにおいては断面観察による確認ができただけである。

出土遺物のうち河川跡から検出した弥生土器は、この河川の時期的な上限を知る手がかりとなった。また、瓦は、250mの距離で近接する台地上に建立された西別府廐寺に用いられた瓦であり、円筒埴輪も周辺の台地上に展開する古墳群のものが混入したと考えられる。

2 遺構と遺物

(1) 第2トレンチ・河川跡、出土遺物

第1号河川跡（第2トレンチ内）（第9～13図、第2～4表）

第2トレンチは、第5次調査区で設定した第1トレンチに隣接し、南西に直交して位置する。また、国家座標X = 21,230～21,250、Y = -44,940～-44,960内にある。

規模は、長さ19.5m前後、幅3.00～3.44mであり、北東～南西方向に長辺をとるトレンチである。

調査は、現況の堀に向かい河床が下がっていくと想定し、堀寄りの長さ8.2m程の間を最も深く掘り下げて、河床の様子やそこに分布する遺物の検出を行った。また、これより北は、全面を掘り下げずに、南壁際にサブトレンチを設定し無遺物層の明青灰色粘土又は明緑灰色粘土の上面まで掘り下げ、土層を観察し記録した。

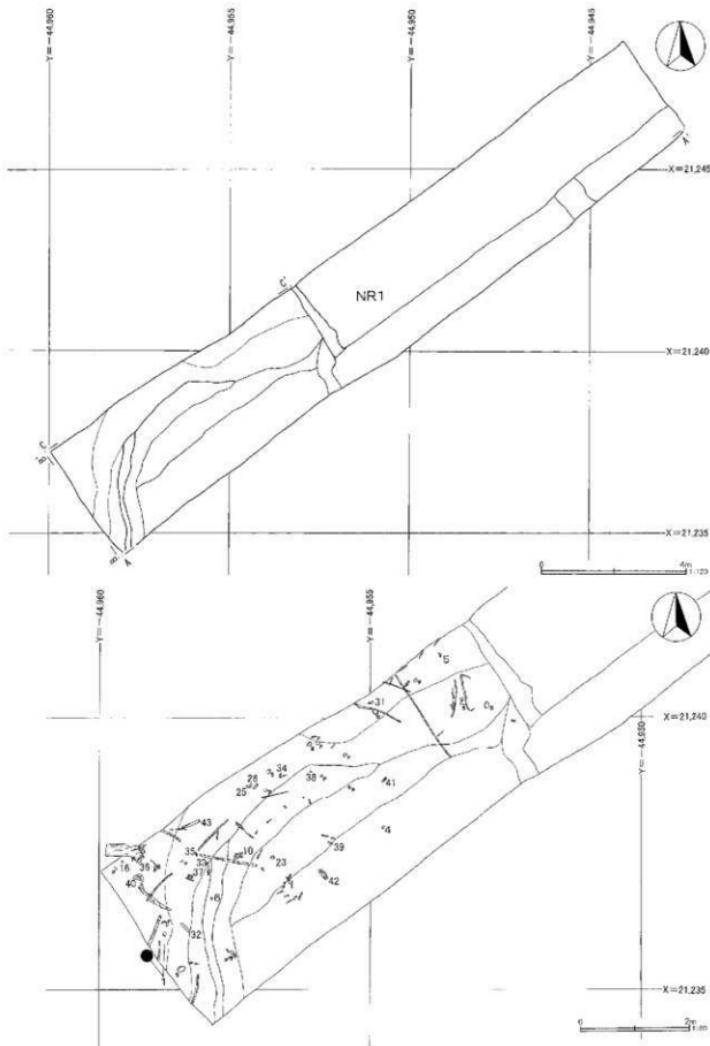
第1号河川跡は、この第2トレンチ全体に広がると考えられ、設定したトレンチ内では河川の立ち上がりが、北東端・南西端のいずれにおいても確認できなかった。土層断面観察では、南西端、つまり現況の湯殿神社社殿裏の堀に向かって落ち込んでいるように見受けられたが、この落ち込みが河川の明確な痕跡かは確証がもてなかつた。

河床の様子は、南壁側がやや高く、北及び北西に向かって低くなっていくもので、その低い所は、屈曲する溝状であった。また、サブトレンチを入れた所では、無遺物層の粘土層基準で見ると、北側で緩やかにさらに一段高くなっていることが確認できることから、北に大きく広がる河川は、本トレンチ範囲を超えてさらに北において立ち上がりがあることが示唆された。

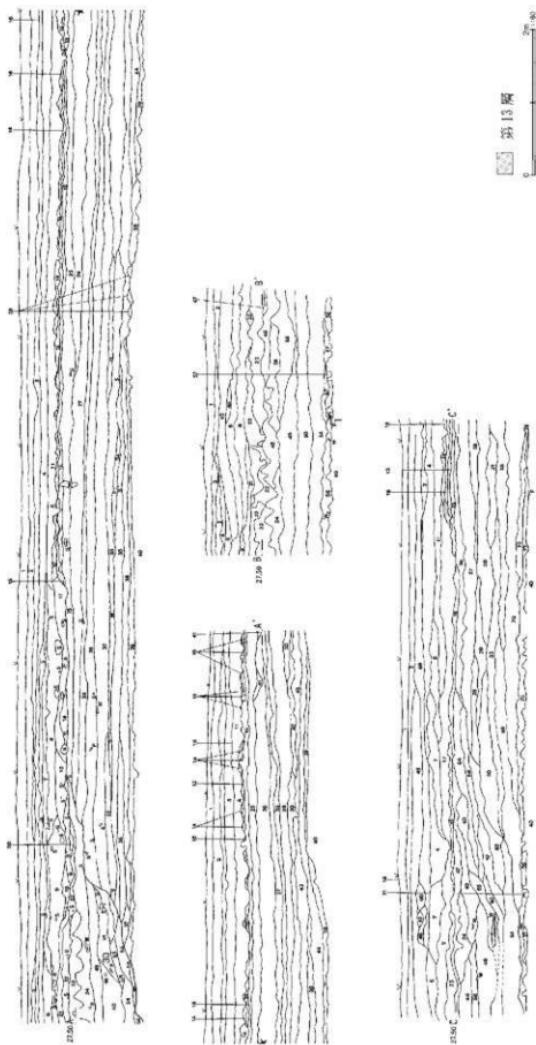
第1号河川跡を覆っていた土層においては、地表面下50～60cmに平安時代後期と思われる水田跡の耕作土が5cm前後の厚みをもって確認された。その直下には、10～20cmの厚さの水田床土があり、一方、耕作土は浅間B軽石と考えられる火山灰層で覆われていた。さらに、現況の堀寄りでは、前述の水田面よりやや下がったレベルで水田跡が確認され、その耕作土は現地面下70cm前後に確認され、その厚みは5～30cmで起伏が激しいものであった。そして、この耕作土中には浅間B軽石がブロック状に混入していた。直下の床土は、10～30cmの厚みがあり、やはり起伏している状況であったことから、この床土の起伏を覆う形で耕作土が堆積していた。なお、耕作土の上面は、ほぼ平坦であった。なお、これら検出された水田跡は、現況の堀側に傾斜をもたせて高低差をつけ、北側から取水し、堀側方向に排水する構造であったと考えられる。

河川跡本来の土層は、これら水田跡土層以下のものと考えられるが、その堆積状況は、大きく2回に分けられる。それは、北東から南西に向かって緩やかにほぼ水平に堆積する土層（第1次堆積とする）と上幅3.5～4.5mからやや急な角度をもって河床に向かって堆積する土層（第2次堆積とする）である。いずれの土層にも遺物を含むが、後者の堆積土中に含まれる割合が高かった。この少なくとも2回に亘る堆積の要因を判断するのは困難であるが、第1次堆積が始まりゆっくりと長時間をかけて堆積し、その後の第2次堆積は比較的短時間で堆積が完了したのか、若しくは、第2次堆積は、第1次堆積が完了後、何らかの理由で河川の機能を保つため掘り直し（浚渫）が行われ、その後短時間で埋没してしまったのであろうか。

出土遺物は、時期幅があり、多種多様であった。それは、弥生時代中期の弥生土器壺から10世紀代の



第9図 第2トレンチ全測図・河川跡（上）、河川跡遺物分布図（下）



第10図 第2トレンチ・河川跡土層断面図

クロコ土師器・坏までの土器のはか、木製品、土製支脚、円筒埴輪等であり、大小の枝と思われる自然木片も多量に含まれていた。弥生土器壺は、第2次堆積の河床で検出され、この河川跡の上限の時期を示すものと考えられる。第1次堆積の上層から出土した土師器坏は、第1次堆積の終焉時期を推定する手がかりとなると思われるが小破片のため時期の判断が困難である。

第2次堆積土中からは、注目されるべき遺物が河床付近から検出された。それは、習書木簡1点である。この木簡は、周囲の同一堆積土から検出された土師器壺、須恵器壺から7世紀後半期と推定される。木製品は、前述の習書木簡のはかもう1点木簡の可能性が考えられる加工木片、容器である槽・曲物、板材、杭等が検出された。この河川跡からは、習書木簡の時期とほぼ同じ時期である7世紀後半から8世紀初頭までの土師器壺（暗文）、須恵器壺等が主体的に検出され、第2次堆積か所のおおむねの時期を示しているものと考えられる。

時期については、古墳時代前期の土師器高杯・埴・台付壺の破片も検出されていることから、断続的であるが、弥生時代中期前後から平安時代後期・10世紀まで長期に亘って本河川が機能していたことが考えられる。

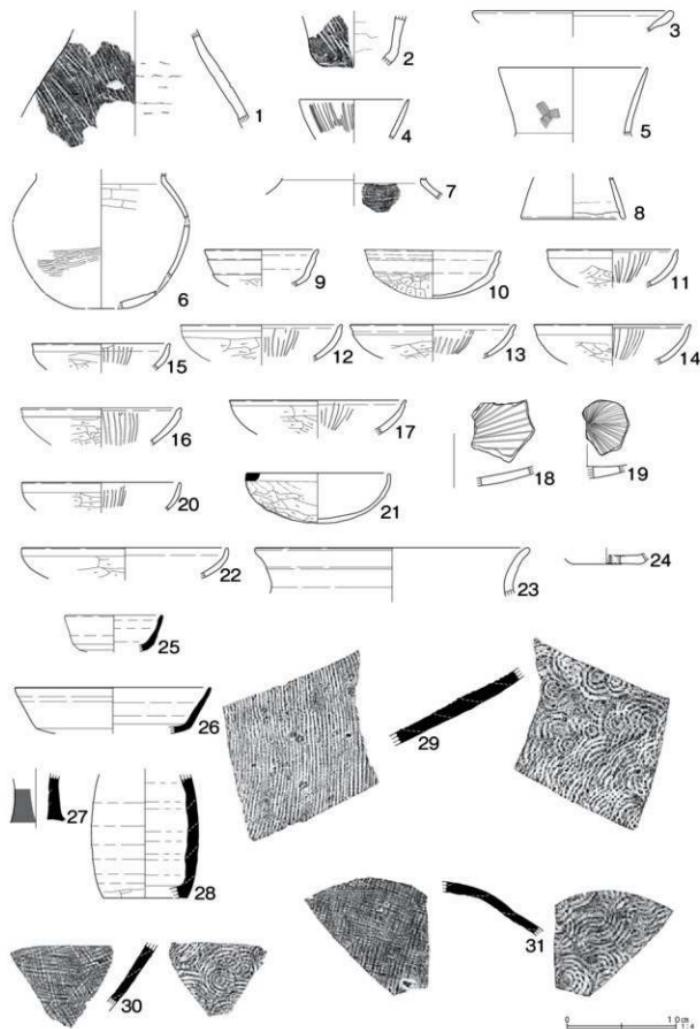
(2) 第3トレーニチ・河川跡、出土遺物

第1号河川跡（第3トレンチ内）（第14～16図、第5表）

第3トレチは、第2トレチの南東に平行して位置し、また、第5次調査区で設定した第1トレチに隣接し、南西に直交して位置する。国家座標では、X = 21,230~21,245、Y = -44,935~44,955内にある。

規模は、長さ13.0～13.7m、幅3.0～3.3mであり、北東～南西方向に長辺をとるトレンチである。

調査は、第2トレンチと同様に河川跡の広がりを確認するために、可能な限り全面を掘り下げて、河床の様子やそこに分布する遺物の状況を確認した。また、トレンチ壁際の2方向（北東及び南西）には、幅50cm前後及び90cm前後のサブトレンチを設け、無遺物層である明青灰色粘土又は明緑灰色粘土（この



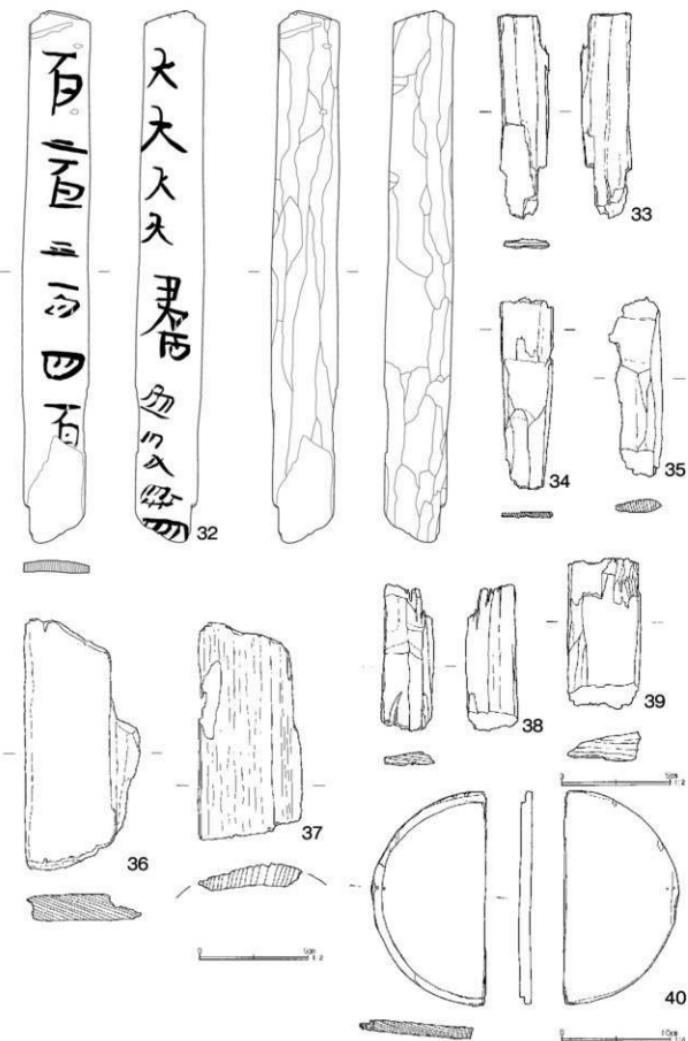
第11図 第2トレンチ河川跡出土土器

トレンチでは明青灰色粘土）の上面まで掘り下げ河床の状況を把握することに努めた。

その結果、河川跡は、本トレンチ内においても終極せず、その広がりは、第2トレンチと同様にさらに北へ大きく広がることが予想された。トレンチ内での河床の状況は、中央部に北西-南東方向の高まりがあり、その西及び東は、この高まりから緩やかに落ち込むものであった。この高まりは、無遺物層である明青灰色粘土までは達しておらず、上層から下層へと青灰色粘土・黒色粘土・青灰色粘土の順に堆積し、その直下がシルト混じりの明青灰色粘土であった。一方、高まりの両側に落ち込む河床は、シルト混じりの明青灰色粘土であった。

第2表 第2トレンチ・河川跡出土土器観察表（第11図）

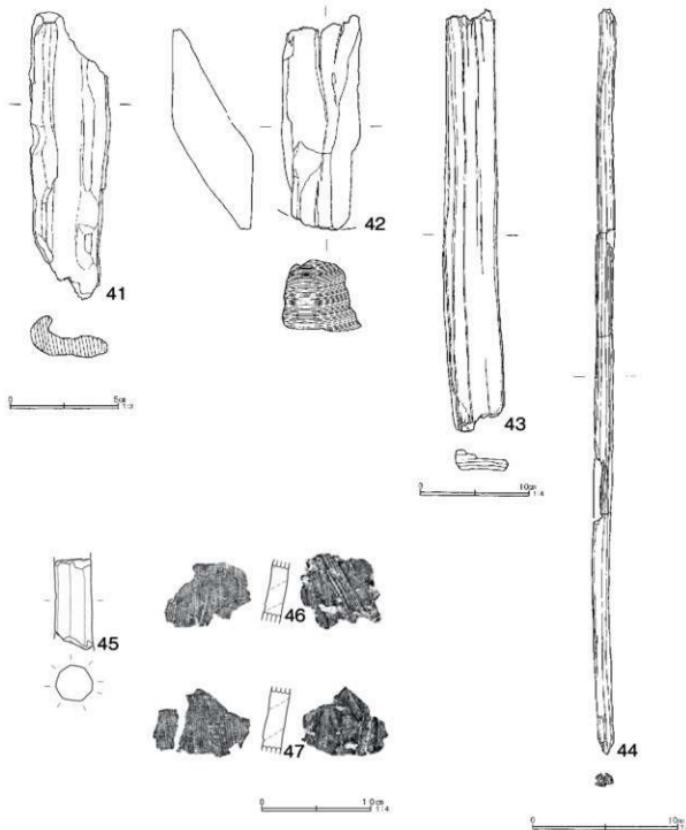
測定番号	器種	口径	底高	底径	胎土	施成	色調	残存率	備考
11-1	弥生土器・壺	頭部 (11.5)	脚部上半 (20.9)	8.1	AEHJKM	B	外面：浅黄褐色、黒 内面：暗灰褐色、黒灰	胴部上半破片	外面：斜傾の条文。 内面：粘土輪廻模様。
11-2	弥生土器・鉢	-	4.5	6.2	ADEHJM	B	底部付近破片か	1/7	外面：斜傾の条文。 内面：粘土輪廻模様。
11-3	土器器・高杯	(18.1)	12	-	AEHJKM	B	外面：にぶい黄褐色、橙 内面：にぶい黄褐色	口縁部1/10	
11-4	土器器・壺	(10.0)	3.7	-	AEHK	B	外面：橙、褐灰、にぶい黄褐色 内面：にぶい褐	口縁部1/4	口縁部外側：瓶底のミガキ（摩滅らしい）。
11-5	土器器・壺	(13.6)	6.3	-	ADEHK	C	浅黄、にぶい褐、灰黄	口縁部1/10	口縁部外側：斜傾の崩毛目（摩滅らしい）。
11-6	土器器・壺	頭部 (11.9)	(12.4)	(4.9)	ADEGM	B	外面：橙、褐灰 内面：灰黄、褐灰、黒	胴部1/5	胴部下半外面に横位のミガキ（摩滅らしい）。 胴部上半内面：ヘラナザ。
11-7	土器器・台付甕	頭部 (13.3)	1.6	-	EGJK	A	灰黄褐色、橙	肩部破片	内面：横位・斜傾の崩毛目状ナザ。
11-8	土器器・台付甕	-	3.8	(9.0)	AEGHM	B	橙、灰白	台部破片1/5	内面：粘土輪廻模様、口唇部は内側に折り返す。
11-9	土器器・壺	(10.4)	3.4	-	AGHJ	B	にぶい黄褐色、灰白	口縁部1/6	内面：灰を吸着させて黒色処理。
11-10	土器器・壺	12.4	4.4	-	ABEHJ	A	外面：橙、にぶい黄褐色、灰白 内面：橙	ほぼ完存	
11-11	土器器・壺	(11.9)	3.4	-	AEJKM	A	外面：橙、明赤褐色 内面：暗褐色	口縁～底部1/6	内面：放射状暗文。
11-12	土器器・壺	(14.8)	3.3	-	ABEHJ	A	外面：暗褐色、灰黄褐色	1/10	内面：放射状暗文。
11-13	土器器・壺	(15.0)	3.1	-	AIHKL	B	にぶい黄褐色	口縁～底部1/6	内面：放射状暗文。 内外面：灰を吸着させて黒色処理。
11-14	土器器・壺	(14.3)	3.6	-	AEHJKM	A	橙、にぶい黄褐色	口縁～底部1/6	内面：放射状暗文。
11-15	土器器・壺	(12.6)	2.4	-	ADHJK	B	外面：浅黄褐色、灰白 内面：浅黄褐色、橙	口縁部1/5	内面：放射状暗文。 内面：黑斑。
11-16	土器器・壺	(14.6)	3.5	-	ADHJK	B	にぶい黄褐色	1/10	内面：放射状暗文。 内外面：灰を吸着させて黒色処理。
11-17	土器器・壺	(16.1)	3.2	-	AEJRM	A	外面：橙 内面：にぶい橙	口縁部1/5	内面：放射状暗文。
11-18	土器器・壺	厚さ0.6~0.7	-	-	ADEGK	A	外面：にぶい褐、黒 内面：にぶい褐	底部付近破片	内面：放射状暗文。 内外面：灰を吸着させて黒色処理。
11-19	土器器・壺	厚さ0.6~1.1	-	-	AEK	B	明赤褐色	底部破片	内面：底白色化。
11-20	土器器・壺	(14.5)	2.6	-	AEHK	A	橙	口縁部1/10以下	内面：放射状暗文。
11-21	土器器・壺	13.1	4.6	-	AIHJKM	A	橙、にぶい黄褐色	3/4	口縁部外面・体部内面の一部が灰化、油煙付着。 灯明直用可。
11-22	土器器・壺	(18.8)	2.8	-	AIHJKM	B	にぶい黄褐色	口縁部1/10	
11-23	土器器・壺	(24.9)	4.2	-	AEJKM	A	外面：橙、灰白 内面：にぶい橙	口縁部1/10	
11-24	ロクロ土器器・壺	-	0.5	(6.0)	CHM	C	外面：浅黄褐色 内面：浅黄褐色	底部1/6	底部調整判読困難（回転系切り又は未調整）。
11-25	須恵器・壺	(8.9)	3.4	-	AHN	A	外面：暗青灰 内面：灰	1/5	
11-26	須恵器・壺	(17.9)	4.2	(14.0)	ABGHIN	A	外面：灰 内面：灰白	1/6	
11-27	須恵器・長腹壺	頭部 4.1	3.9	-	ABDFG	A	灰	頭部2/5	外面：自然釉。 南北金属。
11-28	須恵器・長腹壺	-	11.3	(7.7)	ABDH	A	灰白	胴部1/4	胴部下半底部付近外側ヘラケズリ。 底部外側に黒斑。
11-29	須恵器・壺	厚さ10~14	-	-	AGLN	A	外面：明オリーブ灰 内面：灰	胴部下半破片	外面：平均引き釉。 内面：長筒子叩き。
11-30	須恵器・壺	厚さ0.7~0.9	-	-	ABGHNL	A	外面：灰 内面：黄褐色	胴部下半破片	内面：青海波当て具張。
11-31	須恵器・壺	厚さ0.7~0.95	-	-	AGN	A	外面：暗青灰、灰 内面：青灰	胴部上半 (肩部) 破片	内面：長格子叩き後、カキ目状調整。 内面：青海波当て具張。



第12図 第2トレンチ河川跡出土木製品（1）

第1号河川跡を覆っていた土層は、現況の堀寄りにおいて、地表面下50~70cmに平安時代後期と思われる水田跡の耕作土が5~10cmの厚みをもって確認された。その直下には、5~13cmの厚さの水田床土があり、一方、耕作土は浅間B軽石と考えられる火山灰層で覆われていた。また、この耕作土中にも浅間B軽石がブロック状に混入していたか所が確認された。なお、この水田跡の堆積土は、現況の堀に向かって河川河床が傾斜するか所の長さ約5mに限って確認され、河川の堆積状況に合わせて南に向かって緩やかに傾斜し、現況の堀寄りの長さ約2.5mの間はほぼ水平に堆積していた。

河川跡本来の土層は、現況の堀寄りにおいては水田跡土層以下のもの、その他においては浅間B軽石



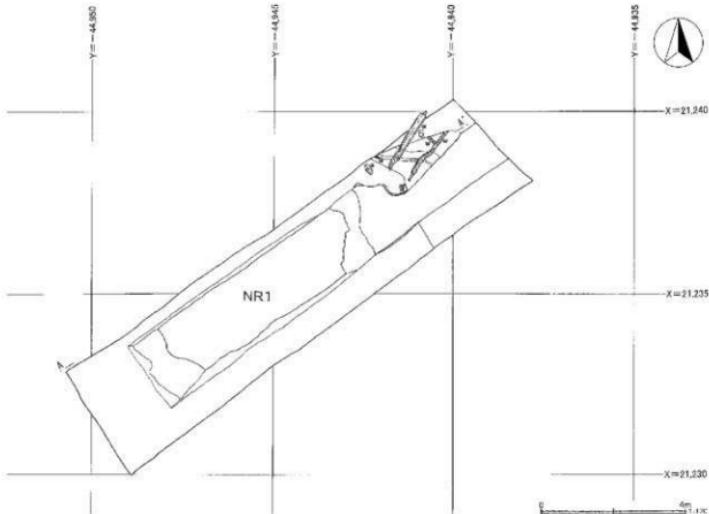
第13図 第2トレンチ河川跡出土木製品（2）、出土土製品、出土埴輪

第3表 第2トレンチ・河川跡出土木製品観察表 (第12・13回)

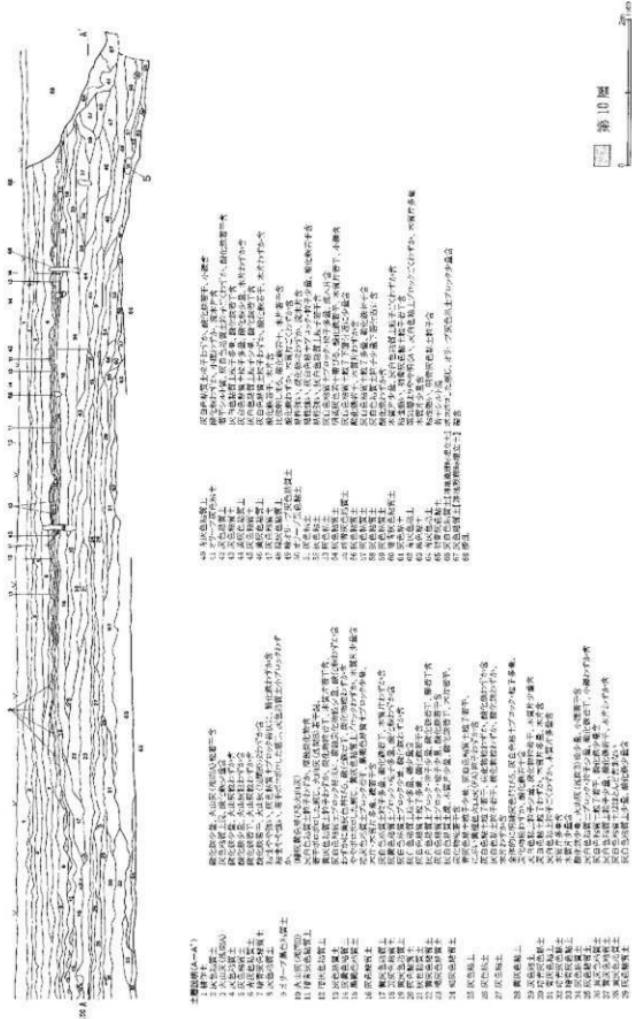
測量點	器種	長さ	幅	厚さ	木取	特徴	残存率	備考
12 32	木簡	24.3	3.0	0.6	板目	上端は、削り整形による主頭(奈良文化財研究所型式: 019型式)。下端は、欠損。両端は、削り調整で、一部欠損。 軟文: 「一 二百 三百 四百」、「大大大」君面「三三三三」(想忽勿)	下端欠損	河床付近から出土。 大伴家・土器器環・須磨器環から7世紀 第3四期手。
12 33	木簡	9.5	2.2	0.4	板目	頭部が平らな板材の頭部(奈良文化財研究所型式: 011型式)。	頭部破片?	
12 34	用途不明木製品	8.8	2.4	0.4	斜め?	片面のみ先端を削り落として切先をつくり出す。	先端破片	
12 35	板材	8.2	2.3	0.6	組立面?	一方端に削り直し。もう一方は、無加工。	破片	
12 36	曲物	11.6	5.3	1.1	斜め?	蓋板か底板。木軒止めの遺物か。	一部残存	
12 37	曲物?	10.0	4.8	1.0	斜め	曲物の側板の一部か。	側板の一部?	
12 38	板材	6.8	2.3	0.6	板目	一方端は、側端部を除き削り。もう一方端は、端部を削り落として切先をつくり出す。	端部破片	
12 39	板材	7.0	3.4	1.2	板目	端部を斜めに削り落とし切先をつくり出す。 頭部が斜めに削り落とし切先をつくり出す。	先端破片	
12 40	曲物	(19.6)	10.5	1.1	斜め	釘結合物か、底板か。 結合部孔2か所残存。	1/2	
13 41	容器(槽)?	13.3	3.6	0.1	横木取り?	長方形と考えられる板材の中央を削り抜いてつくれる。側端部が反って舟形状。	側端部の一部	
13 42	槽	19.8	7.3	0.6	横木取り	平面部がやや横円形状の長方形槽か。 中央を削り抜いて側込部がくわられる。 側込部底端部は、幅約7cm。底部の厚さは、約0.6cm。	短辺部附近 破片	
13 43	棒状板材	38.7	5.1	1.7 (L字型)	板目	断面は、L字状に一方側端が立ち上がる。 用説不明。	両端欠損?	
13 44	杭	51.1	1.2	-	芯持材 (四分割)	先端を削り落とし切先をつくる。	端部欠損	

第4表 第2トレンチ・河川跡出土土製品・埴輪観察表 (第13回)

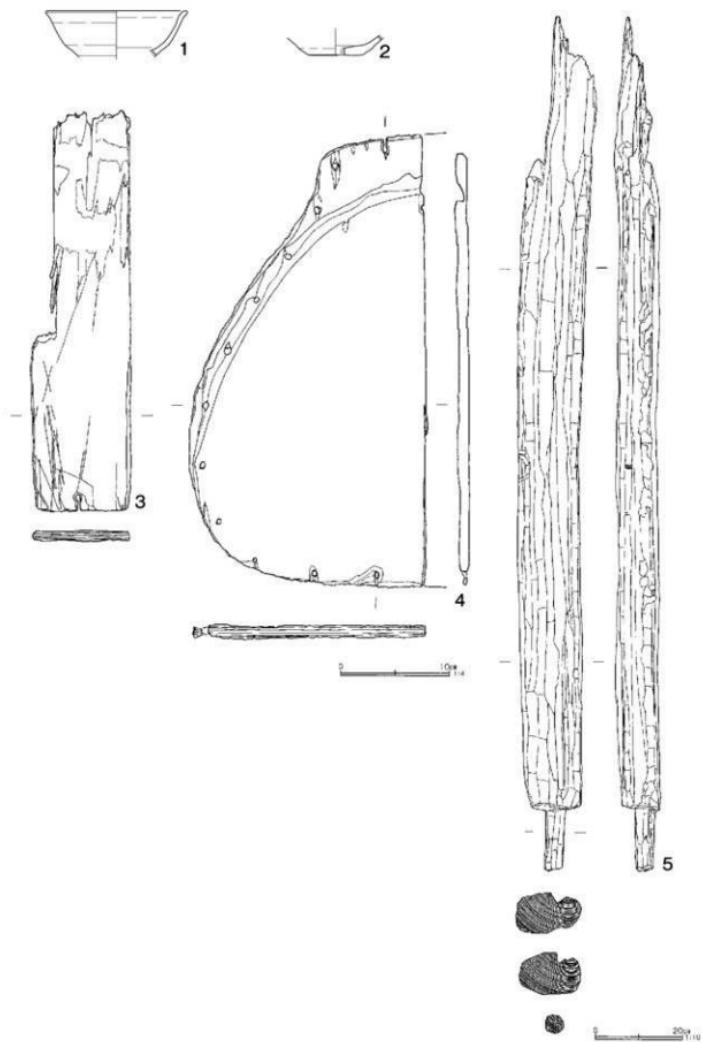
測量點	器種	法量	調	残存率	備考
13 45	上製支脚	長さ8.3	幅31~33	色 にぶい橙	両端欠損 断面: 八角形。各面はハラ状工具による整形。 表面の一部保有。
13 46	円筒埴輪	厚さ15~17	横	横	頭部破片 外面: 縦刷毛目 (7本/cm)。 内面: 縦刷毛目 (7本/cm)、斜め刷毛目 (4本/cm)。
13 47	円筒埴輪	厚さ165~175	横	横	頭部破片 外面: 縦刷毛目 (5本/cm)。 内面: 橙・斜め刷毛目 (5本/cm)。



第14図 第3トレンチ全測図・河川跡、遺物分布図



第15図 第3トレーニ・河川跡土層断面図



第16図 第3トレンチ・河川跡出土土器、木製品

第5表 第3トレンチ・河川跡出土遺物観察表（第16図）

順位 目録	器種	口径	器高	底径	粘土	焼成	色調	残存率	備考
16 1	ロクロ土師器・壺	(12.7)	43	—	ACEGMN	A	浅黄橙	1/5	
16 2	ロクロ土師器・壺	—	16	(5.0)	AEIJK	C	にい青橙	底面下平～底面1/5	底部調整判読困難（回転系切り又は未調整）。
16 3	板材	長さ36.8 幅9.15 厚さ0.9					一方端側破片		切妻型の板材。 一方端部付近に径約0.6cmの穿孔1か所。 表面にケガキ縞のような縦割多数。 木取：板目
16 4	容器（曲物？）	長さ41.4 幅21.8 厚さ1.0					1/2 ♀		平面形のナスピ形の容器（曲物か）。 周縁に内側径約0.5mm前後の穿孔が12か所。 突起部及び内側に付する周縁には、無面形・ 直角・三角形状の溝が点在。 木取：板目
16 5	建築部材・梁	長さ195.5 幅15.4 厚さ9.8 (はゞ・長さ142 幅43 厚さ4.5)					一方端欠損		はぞを含めて全面が、椎輪のような工具によ り面取り状に削り落とされ整形されている。 木取：板目

と考えられる火山灰層直下の層以下であると考えられるが、その堆積状況は、中央部の河床高まりを境に北及び南の両方向へ向かい緩やかに傾斜して自然堆積し、河床高まり部の長さにして約3mの間はほぼ水平に自然堆積していた。なお、本トレンチ内では、土層観察において、第2トレンチにおける第1次堆積・第2次堆積のような堆積状況は認められなかつた。

ちなみに、北西壁の土層観察では、第1次堆積と考えられる現況の堀寄りの下層、長さにして約2.5mの間では、河床から45~105cm上層でほぼ水平に堆積していた厚さ5~20cmの灰色粘土中に、榛名山二ツ岳起源H r - F A火山灰粒子が混入していることが確認されたが、これより北では、この榛名山二ツ岳起源H r - F A火山灰を含む灰色粘土が堆積していなかつた。

出土遺物は、極端に少なく、古墳時代後期・7世紀後半の土師器壺・甕、平安時代後期・11世紀前半のロクロ土師器壺・甕、中世の焰燒（内耳土器）のほか、容器・板材・梁等の木製品のわずかであった。なお、河床付近の50cm程は、多量の自然木片が土層中に含まれ、大型の自然木片とともに検出された梁は、北側に傾斜する河床部の河床直上で検出された。

ここで第1号河川跡の時期は、おおむね7世紀後半から11世紀前半までと考えられるが、11世紀前半のロクロ土師器は、水田跡に所属するものとも考えられるので、第1号河川跡は、10世紀後半までに埋没した可能性が考えられる。これは、第2トレンチの状況と同じである。

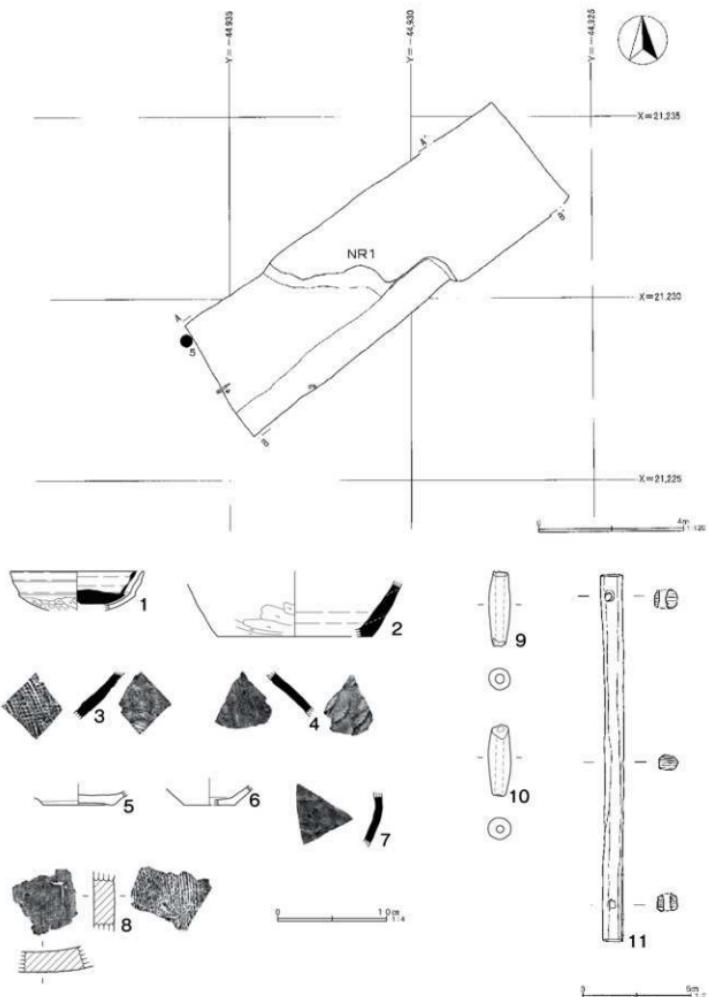
（3） 第4トレンチ・河川跡、出土遺物

第1号河川跡（第4トレンチ内）（第17・18図、第6表）

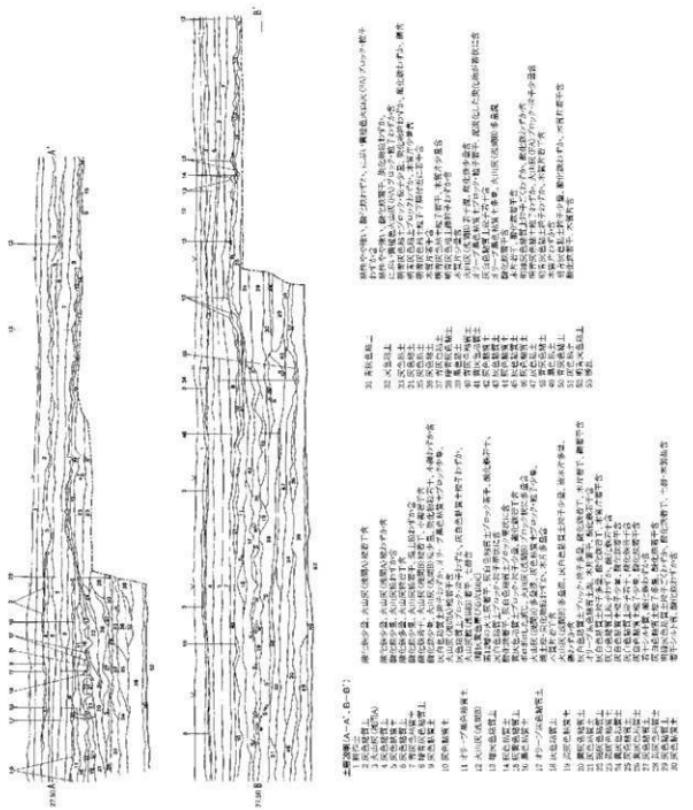
第4トレンチは、第2・第3トレンチの南東に平行して位置し、第3トレンチとの距離は、7.5mである。国家座標は、X = 21.225~21.240、Y = -44.925~44.940内にある。

規模は、長さ10.5~10.9m、幅3.4~3.6mであり、北東-南西方向に長辺をとるトレンチである。

調査は、第2・第3トレンチと同様に河川跡の広がりを確認するために、現況の堀に向かい河床が下がっていくと想定し、堀寄りの長さ2.9~5.4m程の間を最も深く無遺物層の明青灰色粘土の上面まで掘り下げて、河床の様子やそこに分布する遺物の検出を行つた。しかし、前述のように掘り下げたのにも関わらず、河床と思われる無遺物層の明青灰色粘土が水平に移行していくことが確認されたため、南東壁際については、幅80cm前後のサブトレンチをさらに北方向に1.8m程延長し掘削し、土層観察を行つた。その結果、依然として河床の状況はほぼ変わらず、また、冬季の調査故に、凍結と融解を繰り返すことによる壁面の崩壊が顕著であったため、これ以上の掘削は断念せざるを得なかつた。



第17図 第4トレンチ全測図・河川跡、出土遺物



第18図 第4トレンチ・河川跡土層断面図

第6表 第4トレーナー・河川跡出土遺物観察表（第17回）

測定項目	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存率	備考
17. 1	土師器・壺	(12.1)	36	-	AEGHJK	A	黒褐、にぶい黄橙、灰黃褐	1/3	内面に油煙付着。 灯明皿用途か。
17. 2	須恵器・壺	-	48	(14.2)	ABGN	A	外面：暗灰 内面：灰	胴部(底部付近)破片	外面：胸部の底部付近のみヘラケズり、他は回転子。
17. 3	須恵器・壺	厚さ0.6~10	-	AEGHN	A	外面：暗青灰 内面：青灰	胴部下半?破片	外面：具格子印記。 内面：青面波瀾で具模。	
17. 4	須恵器・壺	厚さ0.6~0.8	-	AEGHN	A	外面：黄灰 内面：灰青	胴部下半?破片	外面：自然釉。 内面：あて具模。 南北差産か。	
17. 5	ロクロ土師器・壺	-	10	65	BDGHM	C	橙、にぶい黄橙	底部保存破片	底部外面は、ヘル又は革状のもので同一方向へナガ調整。
17. 6	ロクロ土師器・壺	-	15	(4.6)	AIHKM	B	外面：黒褐、にぶい黄橙 内面：黒褐	底部～体部下半1/4	底部外面は、静止系切りか。
17. 7	須恵器・壺	厚さ0.6~0.7	-	ACG	A	外面：暗青灰 内面：青灰	胴部破片		
17. 8	平瓦	厚さ18~21	-	ABGN	A	灰		破片	背面：布目灰 (9×11本/cm) 凸面：構造き。 粘土板一枚造か。
17. 9	土錐	長さ34	幅0.95	重量2.8	AGJK	A	灰黃褐、オリーブ黒	肉端の一部欠損	
17. 10	土錐	長さ32	幅1.0	重量3.4	ADIHJ	A	灰黃褐、オリーブ黒	一方端の一部欠損	
17. 11	木製品・織機?	長さ16.8	幅1.0	厚さ0.8				完存	肉端にはぞ穴状の穿孔。 木取：板目

前述のとおり、河川跡は、本トレーナー内では終極しないことが明白であり、その広がりは、第2・第3トレーナーと同様にさらに北へ大きく広がることが予想された。トレーナー内での河床の状況は、北西に向かって非常に緩やかな傾斜をもって立ち上がりしていくものであり、その角度は、1mで3~4°であった。

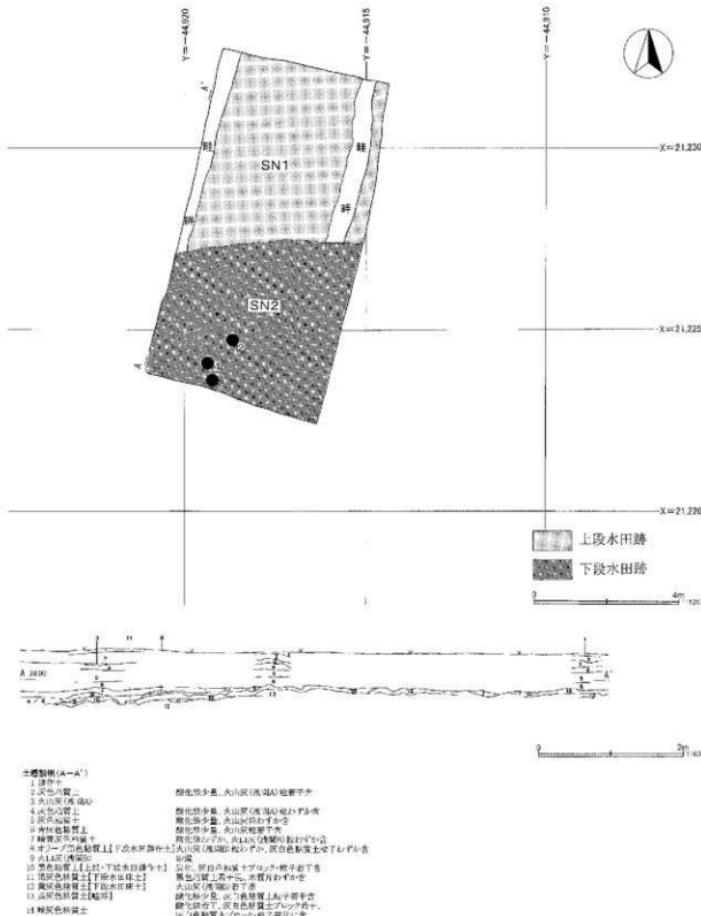
第1号河川跡を覆っていた土層は、現況の堀寄りにおいて、地表面下60~70cmに平安時代後期と思われる水田跡の耕作土が5~15cmの厚みをもって確認された。その直下には、水田床土と思われる層が5~15cmの厚さで堆積していた。一方、耕作土は浅間B軽石と考えられる火山灰粒を若干、土器を含むオリーブ黒色粘質土で覆われていた。また、この耕作土中にも浅間B軽石が多量にブロック状に混入していた。なお、この水田跡の堆積土は、現況の堀寄りの長さ約2.5mの間のか所に限って確認され、耕作土の上面はほぼ水平に堆積していた。一方、耕作土の下面すなわち床土の上面は、5~10cmの起伏がある状況であった。

第1号河川跡本来の土層は、第2・第3トレーナーと同様に、現況の堀寄りにおいては水田跡土層以下のもの、その他においては浅間B軽石と考えられる火山灰層直下の層以下であると考えられるが、トレーナーの北半においては、その浅間B軽石層が均一ではなく、断続的かつわずかに堆積するものであった。河川跡全体の堆積状況は、現況の堀寄りの長さ約2.5mの間のか所に限って確認され、耕作土内でも、土層観察上、第2トレーナーの第1次堆積・第2次堆積のような2回に分かれた堆積状況は認められなかった。

なお、河床から20~50cm上層に堆積していた灰色粘土には、榛名山二ツ岳起源H r - F A火山灰がブロック及び粒子で混入していることが確認された。

出土遺物は、極めて少なく、古墳時代後期・7世紀後半の土師器壺、須恵器壺・壺、平安時代後期・11世紀前半のロクロ土師器壺のほか、西別府庵寺所用と考えられる平瓦、土錐、織機と考えられる木製品等の少量であった。なお、河床付近の厚さ60cm程の土層中には、自然木片が含まれていた。

ここで第1号河川跡の時期は、おおむね7世紀から11世紀前半までと考えられるが、11世紀前半の



第19図 第5トレーニ全測図・水田跡平面図、土層断面図

クロト土師器は、水田跡に所属するものと判断されるので、第1号河川跡は、10世紀後半までに埋没した可能性が考えられる。これは、第2・第3トレンチの状況とはほぼ同じである。

(4) 第5トレンチ・水田跡、出土遺物

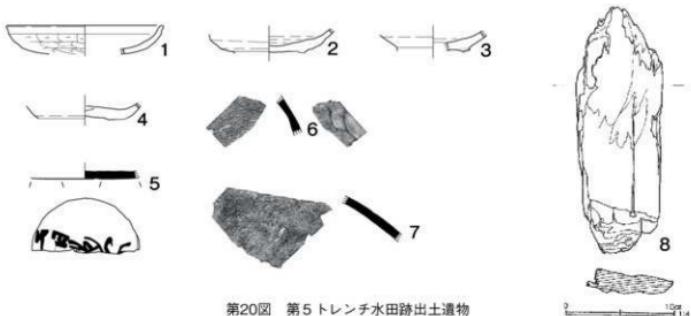
第5トレンチは、第2～第4トレンチとは平行せず、第4トレンチとの距離が、最も近くて6.5m、最も遠くて13.5mの位置にあり、第2～第4トレンチとの位置関係はハの字状になる。国家座標は、X = 21,220～21,235、Y = -44,910～-44,925内にある。

規模は、長さ9.2～9.6m、幅4.7～5.0mであり、やや東に傾くがほぼ南北方向に長辺をとるトレンチである。

調査は、第2～第4トレンチと同様に河川跡の広がりを確認するために、トレンチ全面を掘り下げることから開始したが、現地表面下45～65cmにおいて水田跡が平面的に検出されたため、それ以下の掘削は、この水田跡の調査後とした。

第1号水田跡（第19・20図、第7表）

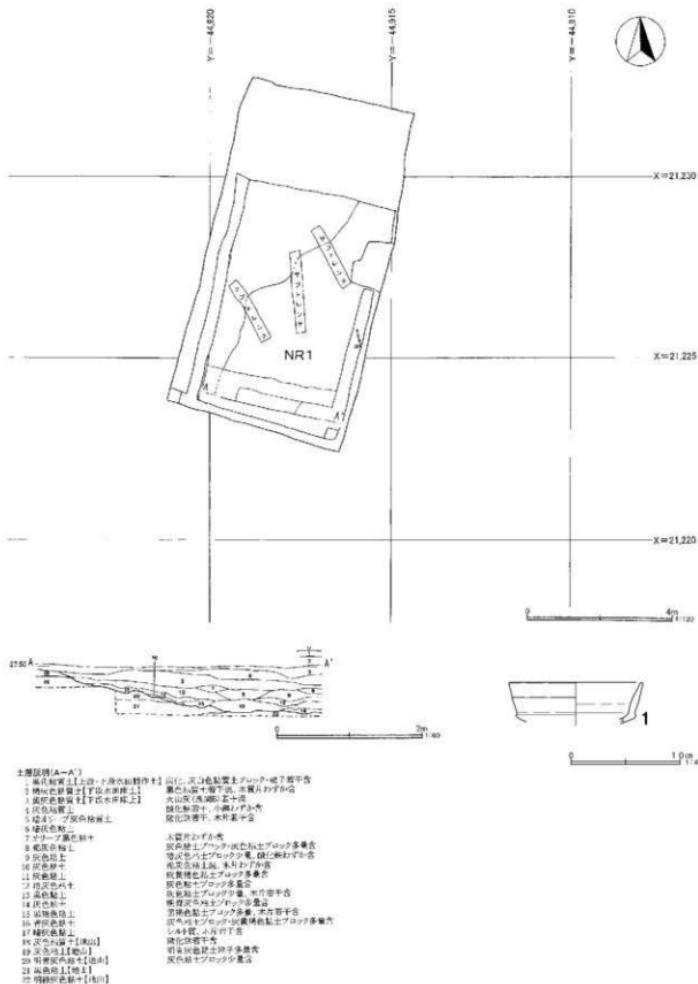
第5トレンチ調査区の北半部に位置する。また、国家座標では、X = 21,225～21,235、Y = -44,910



第20図 第5トレンチ水田跡出土遺物

第7表 第5トレンチ水田跡出土遺物観察表（第20図）

測定項目	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色調	残存率	備考
20 1	土師器・壺	042b	26	-	DEHJKM	C	外面：棕、灰白 内面：棕	1/10	外腹・体上半がヘラケズリ、下半が指壓痕。底盤がヘラケズリ。 内面：ミガキ調査のように平滑化。 底部外側：回転系切り口。高台ナデ付け。 高台脱落。内面剥離。
20 2	良恵系土師質土器・壺	-	20	-	AEIJKM	B	浅黄褐、灰白	1/3	底部外側：回転系切り口。高台ナデ付け。 高台脱落。
20 3	良恵系土師質土器・壺	-	14	-	AEIJKM	A	外面：にぶい棕、浅黄褐 内面：浅黄褐	底部付近1/4	高台貼付成形。
20 4	良恵系土師質土器・壺	-	13	-	AEJK	A	灰白	底部破片	底部外側：回転系切り口。高台ナデ付け。 高台脱落。
20 5	須恵器・壺	-	-	97	AEFGM	A	灰、褐色	底盤1/2	底部外側：回転系切り口。高台ナデ付け。 高台脱落。 南比率座。
20 6	須恵器・壺	厚さ0.5～0.7	-	ABHJM	A	外面：灰 内面：明青灰	側腹上半？破片	外腹：カキ目。 内面：あて有孔。	外腹：平行叩き、自然輪。 内面：カギ目（具根附ナデ）
20 7	須恵器・壺	厚さ0.6～0.7	-	ABGIJU	A	外面：青灰、紫灰 内面：青灰	側腹上半？破片	外腹：平行叩き、自然輪。 内面：カギ目（具根附ナデ）	側部を剥めに削り落とし切先部をつくり出す。
20 8	木製品・板材	長さ227 幅80 厚さ20					一方端（切先部）片	断面形：二等辺三角形状。 木取：板目（又は斜め）。	



第21図 第5トレーニング河川跡平面図、土層断面図、出土遺物

~44.925内にある。

規模の詳細は不明であるが、かろうじて調査区内で水田の畦畔と考えられる遺構が2本検出されたことから、水田の東西規模は3.40~3.68mを測る。また、畦畔は、全体が把握できたか所での規模が幅0.4~0.56mを測る。ちなみに、水田の南北規模は4.7~5.7m、畦畔の長さは、東のものが4.6m、西のものが5.8mを測る。主軸方向は、N-15°-Eである。

耕作土は、地表面下50cm前後においてその上面が検出され、厚さは5~7cmであった。なお、床土の詳細は掘削して確認できなかったため不明である。

畦畔は、上半のほとんどを失っているものと考えられるが、厚さ約5~10cmが残存していた。

なお、調査区南半には、この第1号水田跡と一連の水田跡と考えられる第2号水田跡が5~10cm程の落差をもって所在し、その第2号水田跡は主軸方向をやや違える。

出土遺物は、本遺構に所属が明確なものは検出できなかったが、9世紀前半の土師器壺、9世紀後半の須恵器壺が出土していることから9世紀代が考えられるが、10世紀前半の須恵系土師質土器壺が第2号水田跡から出土していることに鑑みると、10世紀前半と考えるのが妥当と判断される。

第2号水田跡（第19・20図、第7表）

第5トレンチ調査区の南半部に位置する。また、国家座標では、X=21,220~21,230、Y=-44.915~44.925内にある。

規模の詳細は不明である。主軸方向は、N-2°-Wで、ほぼ真北を示す。

耕作土は、地表面下60~70cm前後においてその上面が検出され、厚さは7~12cmであった。また、上面は起伏があった。直下には床土が検出されたが、その上面すなわち耕作土の下面も起伏が認められた。

なお、前述のとおり5~10cm程の落差をもって調査区北半部上面に第1号水田跡が所在することから、隣り合う水田を、現況の堀方向に向かって水が流れるように高低差をつけたものと考えられる。これはすなわち、水田の北側に水源があり、この水源から取水し、現況の堀方向に排水する構造であったと推定される。

出土遺物は、本遺構に所属が明確な遺物は、10世紀前半の須恵系土師質土器壺、木製品・板材であり、当該期が本遺構の所属時期と推定される。なお、一括資料の7世紀後半の土師器壺、8世紀前半の須恵器壺（墨書判読不明）等は、流れ込みと判断される。

（5） 第5トレンチ・河川跡、出土遺物

第5トレンチの概況は、前項（4）のとおりである。

調査は、第2~第4トレンチと同様に河川跡の広がりを確認するために、上面で検出された水田跡の調査後、トレンチの南部約2/3を面的に掘り下げた。さらに、河川跡の立ち上がりの確認を得るために、平面的にプランが確認されたか所にサブトレンチを3本、また、河川跡の断面観察を行うため、南及び東壁際の一部に幅30~40cmのサブトレンチを設定して掘削を行った。

第8表 第5トレンチ河川跡出土遺物観察表（第21図）

順序	種類	器種	口径	器高	底径	胎土	焼成	色	調	残存率	備考
21	1	土師器・壺	(21)	38	-	ABEJK	B	外面：黄褐色、にぶい橙、灰白 内面：灰白、にぶい橙	口縁部1/6	全体的に器面が荒れていて調整の判別が困難。	

第1号河川跡（第5トレンチ内）（第21図、第8表）

第5トレンチ調査区の南東部、トレンチの半分を占める位置にある。また、国家座標では、X = 21,220~21,235、Y = -44,910~44,920内にある。

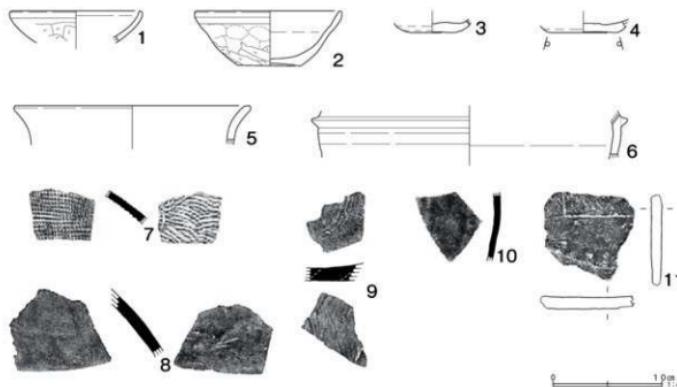
調査は、第2~第4トレンチと同様に河川跡の広がりを確認するために、可能な限り全面を掘り下げて調査する予定であったが、湧水が激しく、平面的に広がりを確認するに止まった。その結果、第2~第4トレンチとは状況が異なり、トレンチ内で河川跡の広がりが確認され、その規模は、トレンチ内の規模で、南壁か所幅3.6m、東壁か所幅6.8m以上であった。河川跡は、西で立ち上がり陸地になる南北方向の流れであった。調査では、前述のとおり、立ち上がりの断面的確認のため、サブトレンチを掘削し土層観察し、その確認を得た。

河床の様子やそこに分布する遺物の状況は、南壁際に設定したサブトレンチ内での確認であった。そのため、トレンチは無遺物層である明緑灰色粘土の上面まで掘り下げ河床の状況を把握することに努めた。その結果、河川跡のトレンチ内での河床の状況は、おおむね東から西に向かい、ほぼ水平の河床から緩やかに約15°の角度をもって立ち上がるるものであった。ほぼ水平な河床は、明緑灰色粘土まで達していたが、立ち上がり部においては、河床から上層へ黒色粘土、明青灰色粘土、灰色粘土、灰色粘質土の順にいわゆる地山層である土層が堆積する状況であった。なお、河床については、さらに深く本来の河床に向かい下がっていく可能性も否めないため、トレンチの範囲内の河床としておきたい。

出土遺物は、本遺構に所属が明確な遺物は、7世紀後半の土師器壺であり、少なくとも当該期が本遺構の所属時期と推定される。また、棒状の木製品等も検出された。

（6）第5トレンチ遺構外出土遺物

第5トレンチの表土除去の際に出土した遺物及び遺構に伴わないと判断した遺物を掲載する（第22図、第9表）。



第22図 第5トレンチ遺構外出土遺物

古墳時代後期から平安時代後期（7世紀後半～11世紀前半）まで及び中世に所属する遺物であった。図示したものは、7世紀後半の土師器壺・甕、須恵器甕、9世紀末～10世紀初頭の土師器壺、10世紀後半～11世紀前半のロクロ土師器壺・皿、土師器羽釜、中世の板石塔婆である。

なお、図示したもののはかは、古墳時代後期・7世紀後半～8世紀初頭の土師器壺・甕、須恵器長頸壺・甕が見られた。

第9表 第5トレンチ遺構出土遺物観察表（第22図）

測定項目	器種	口径	最高	底径	筋土	焼成	色調	残存率	備考
22 1	土師器・壺	(118)	29	—	AIIJ	A	褐	II縫部～一部 上半1/10	外面調整の判別が少々困難。
22 2	須恵器土師質土器・壺	(122)	50	58	ACJKM	A	灰白、にぶい橙	1/2	外面：口縁部コナデ、体部上半指 頭圧痕、下半ヘラケズリ。 底部外面：未調整。
22 3	ロクロ土師器・壺	—	09	(44)	AGJK	C	外面：明赤褐色、にぶい黄橙 内面：にぶい橙、にぶい黄 橙	底部付近4/5	全体的に摩滅が激しい。 底部外面は、回転系切りか。
22 4	ロクロ土師器・皿？	—	06	(64)	AEHJK	A	灰白	底部付近2/5	
22 5	土師器・甕	(125)	36	—	ADEGM	A	外面：にぶい黄橙 内面：にぶい橙	II縫部1/10以下	
22 6	土師器・羽釜	C90	42	—	AEGHLM	B	外面：にぶい黄橙、オリーブ 内面：にぶい黄橙、暗灰黃	胸部付近破片	
22 7	須恵器・甕	厚さ0.5～0.7	—	AGN	A	暗青灰	胸部破片	外面：長格子叩き。 内面：青海波あと具痕。	
22 8	須恵器・甕	厚さ0.8～1.0	—	AEGFN	A	外面：暗赤褐色 内面：暗青灰	胸部上半破片	外面：横位のナデ。 内面：あて具痕、一部横位のナデ。 南北全産。	
22 9	須恵器・甕	厚さ1.1～1.4	—	ADEG	A	外面：灰 内面：青灰	胸部破片	外面：平行叩き。 内面：墨付着、転用視か。	
22 10	須恵器・甕	厚さ0.45～0.6	—	ABGN	A	外面：灰オリーブ 内面：灰	胸部上半？破 片	外面：平行叩き、釉薬かかる。 内面：一部に横位及び斜位のナデ。	
22 11	板石塔婆	長さ7.8 厚さ4 厚さ0.9～1.1	—	—	—	—	基部付近破片	下部及び左部の骨綴の一部残存。 石材：緑泥石岩。	

V 調査のまとめ

1 西別府祭祀遺跡における過去の調査について

西別府祭祀遺跡の調査は、本報告調査を含めて6次に亘る調査が行われている（第5図）。第1次調査は、昭和38年度行われた本遺跡発見の緒ともなった発掘調査である。第2次調査は、平成4年度に行われた遺跡の北東に位置する別府沼公園の修景工事に伴う発掘調査である。そして、第3次～第6次調査は、本遺跡の南西に位置する幡羅郡家跡である幡羅遺跡との関係で本遺跡も重要な遺跡であるとの認識の下、遺跡の内容を詳細に把握するための範囲確認調査である。それではここで、本報告である第5次・第6次調査以外の調査について概観しておきたいと思う。

第1次調査は、昭和38年4月4日から4月6日にかけて行われた。調査面積は29.75m²で、滑石製模造品が集中して出土した極小範囲について行った。

大場磐雄・小澤國平著「新発見の祭祀遺跡」（『史跡と美術』第338号、1963年）によると、昭和38年、当時地元の小学生だった2名が、湯殿神社社殿裏の別府沼湧水地点の堀で滑石製模造品を発見したのが発端で、著者らの手により初めての学術目的の発掘調査が行われた。このとき出土した遺物は、7世紀後半から10世紀後半にかけての土師器・須恵器のほか、滑石製模造品、土錘等であった。一方、遺構については検出されなかった。また、同著の記述では、当時検出された滑石製模造品は総数160点ほどで、形状が判別できるものが80点であり馬形、横櫛形、勾玉形、有孔円板形、有線円板形、劍形が見られたとある。

しかし、その後の詳細な遺物調査により、石製模造品は、形状が判別できたものが249点に上り、土錘の点数が5点、土玉1点の検出もあったことが判明した。これについては、既に報告済みである（『西別府祭祀遺跡Ⅲ』2011年）。

第2次調査は、平成4年11月19日から平成5年3月31日にかけて行われた。調査面積は2,500m²であった。調査か所は第1次調査地点を含める湯殿神社裏の傾斜地を含めた堀全体で、長さにして160mであった。遺構については第1次調査と同様に具体的な祭祀遺構は検出されず、遺物が粘土層及び砂礫層から大量に出土し、湧水が噴出していた痕跡と思われるくぼ地に落ち込むように出土したことと、堀の南斜面にも多くの土器類が出土したことが特徴である。

遺物については、7世紀後半から11世紀前半にかけての土師器・須恵器・須恵系土師質土器・ロクロ土師器のほか、滑石製模造品、土錘などが出土した。土器は壺・壇・皿といった食器具が主体で、これらにのみ墨書・刻書が認められ、各々の点数は、墨書が41点、刻書が1点であった。土錘の出土量は、209点にも及んだ。出土土器の特徴から祭祀行為の存続期間が判明したことは、第1次調査とは異なる重要な成果であった。

滑石製模造品については67点出土、形状が判別できるものは48点で、第1次調査には数では及ばなかったが、横櫛形などでは優品が見られた。また、有線円板形については第1次調査と第2次調査出土個体の差異が認められ、前者では中心の円ないしは孔（貫通せず）から放射状に線刻されていた個体も見られたが、後者ではそれは皆無であった。この滑石製模造品の出土地点を見てみると、第1次調査と同様の地点を中心に集中して検出されたことから、この地点（湯殿神社社殿裏手）が祭祀の中心と推定

するに至った。

第3次調査は、平成18年2月23日から3月8日にかけて行われた。調査面積は25.39m²であった。調査は湯殿神社社殿西側において行ったが、その目的は、台地における遺跡の様相を把握するものであつた。

調査では、堅穴建物跡1棟、畠跡1か所を検出した。堅穴建物跡は第1号堅穴建物跡と呼称し、10世紀後半から11世紀前半までの時期と考えられる。そして、中世段階以降と考えられる畠跡と重複して検出された。堅穴建物跡からは仏壇や「器佛」墨書のクロコ土師器のほか、灯明を灯すために用いられた土器が出土し、この建物の性格を示唆している。

第4次調査は、平成20年3月3日から3月14日にかけて行われた。調査面積は33.70m²であった。調査は湯殿神社社殿東側において行ったが、この調査地点は祭祀の中心推定地と考えられる地点に向かつて緩やかに傾斜する地形で、なつか等高線が南に向かって張り出す緩やかな切り通し状の地形であることから、祭祀場への進入路の可能性が示唆されたため、この地点を選択した。

調査では、建物跡1棟、この建物に付随し周囲を巡る溝跡3条、土坑2基、ピット2基を検出した。建物跡は第1号建物跡と呼称し、地業跡が検出され、地業の整地層下部から14世紀と考えられる陶器瓶子破片、渡来銭（北宋銭の元祐通寶〔初鑄年1086年〕）等が出土した。また、この第1号建物跡の周囲を取り囲むように巡る溝跡からも渡来銭が出土し、その最新銭が明銭の永樂通寶〔初鑄年1408年〕であった。これらから総合的に判断して、第1号建物跡は、15世紀前半から中頃の時期に所属することが推定された。

なお、調査目的の一つでもあった祭祀場への進入路の確認については、これを具象する事実は残念ながら確認するには至らなく、調査区の北端で地形が谷状に落ち込むことが確認されたに止まった。

2 第1号河川跡の復元について

第6次調査では、設定した第2～第5トレンチのいずれにおいても河川跡と考えられる遺構が検出された。この河川跡は第1号河川跡と呼称したが、第1次・第2次調査を行った湧泉（水源）祭祀跡の現況の堀よりもさらに北に広がることが明白となった。この状況は、大正5年以前の旧公園や耕地整理前（昭和30年頃）の現況図を見ても予想されたことではあったが（第23・24図）、いずれの図面に照らし合わせても符合しないことから、第1号河川跡が機能していたと考えられる弥生時代中期から平安時代・11世紀前半までの時期には、大きく北へ広がる河川跡であったことが調査結果により傍証された。

それでは、今回の調査結果に照らし合わせて考えてみたい。なお、第1トレンチについては、河川跡の状況を確認することができなかつたため、この検証の対象からは外すこととする。

第2～第5トレンチの設定は、いずれも現況の堀より北側に広がる河川跡の確認ということで、その堀に直交するように努めたが、調査を行った借地の制限から第5トレンチを除いて、堀に対して約30～40°東に傾いた形であった。

まず、第2トレンチであるが、トレンチの範囲内では第1号河川跡が終極していないため、このトレンチよりさらに北ないしは北東方向に広がることは明白である。その理由は、トレンチの南端から約16mのか所において、最も河床が下がった面から約30cmの落差をもって河床が一段上がる状況が確認されたことから、少なくとも北ないしは北東方向に向かって河床が立ち上ることが推定される。なお、河



第23図 西別府祭祀遺跡以北現況図、大正5年以前旧公園重ね図



第24図 西別府祭祀遺跡以北現況図、耕地整理前（昭和30年頃）重ね図

床のレベルは、南端で標高26.55m、北端で標高26.90mである。

第3トレンチにおいても同様に第1号河川跡は終極せず、トレンチの範囲を超えて広がる可能性が予想された。しかし、河床の状況は、南端で深く、南端から3~9mのか所で一旦上がり、またその北側で再度深くなっていくという起伏があったため、北ないし北東方向で立ち上がっていくことについては確認できなかった。河床のレベルは、南端で標高26.85m、中間の河床が上がるか所で標高27.30m、北端で標高26.55mである。

第4トレンチにおいても第2・第3トレンチと同様に第1号河川跡は終極せず、トレンチの範囲を超えて広がる可能性が予想された。しかし、このトレンチでは河床のレベルの変化がはばなく、北~南の落差が10cm程度ではほぼ水平に推移し、北ないし北東方向で立ち上がっていくことについては確認できなかつたが、やや河床が立ち上がっていく傾向は読み取れた。河床のレベルは、南端で標高26.20~26.85m、中央部近辺で標高26.30~26.95mである。また、河床のレベルの詳細は、西で深く、東で浅いものであった。

第5トレンチにおいては、他の3本のトレンチと状況が異なり、トレンチの範囲内で第1号河川跡の範囲の一部が明確に確認された。その状況は、西に陸地をもつ南北方向の流れであった。河床の状況は、当然東が深いものであった。そのレベルは、東端が標高26.85~26.90mであり、立ち上がった陸地が標高27.45mであった。

以上のことから、トレンチを設定した範囲での第1号河川跡の状況を推定すると、およそ40mの距離の間に河川の南北幅の変動が推定され、その幅は、現況の堀の北側土上敷きからの距離にすると、西部で28m以上、中央部で15m以上、東部で一旦5m程度まで狭まり、また15m以上となることが推定された。現況の堀幅を含めると、各々おおよそ38m以上、28m以上、15m以上、28m以上となろうか。それは、か所によって違いはあるが、おおむね大正5年以前及び昭和30年頃の状況と比べると、この2時期の頃以上に河川幅があったことが容易に推定された。このことは、現在の近隣住民が語る調査を行った低地の状況にも符合する。当然、現在の住民が語る様子は、2時期の頃とおおむね同じであろうが、その表現が水を満面に湛え、まるで湖のようだったという表現をするのである。何かこの様子が、古墳時代~平安時代の頃の様子を見てきたかのようであった。

さて、検出されたこの第1号河川跡は、土層観察から、上面に形成された平安時代後期・10世紀前半~11世紀前半の水田跡から、下限がその直前の9世紀後半若しくは10世紀後半と推定される。一方、上限については、第2トレンチにおいて河床から弥生時代中期の弥生土器壺が出土していることから、この時期まで遡ると考えられる。また、主体をなす時期は、河床付近から検出された出土遺物の量及び時期から7世紀後半であると考えられ、この時期は、台地上では幡羅評家が成立し、その後都家が整備される直前であったとされている時期である。そして、この7世紀後半は、まさに現況の堀の湧泉跡においては、多数の石製模造品が祭祀具として使われ、盛んに祭祀を行っていた時期である。この石製模造品祭祀具を用いた祭祀については、前述の2時期の図面(第23・24図)から、多数の水路状の河川及び中島のような陸地で構成され豊富な水を湛えていた地形であったこの地が、至るところにあった多数の湧泉により形成されたことも推定され、これまでに確認されている湯殿神社社殿裏の現況の堀以外にも、その湧泉において祭祀が行われていた可能性が考えられる。しかし、今回の調査では、石製模造品

と同時期の遺物を検出したにも関わらず、石製模造品そのものは1点も検出できなかったことから、7世紀後半にはおそらく河川であったであろうか所である、現況の堀北側に所在する現道下に包含されている可能性を残していることと、未だ調査していない北に広がる水田下において確認される可能性、そして、石製模造品を祭祀具として用いた後の律令期の祭祀において使われた木製祭祀具検出の可能性を残している。

さて、第1号河川跡が検出された現況の堀及び水田の西、つまり上流の深谷市域には、現在、台地の縁辺崖線下沿いに水路が続く。そして、「到荷」という字があるとのことである。この「到荷」であるが、「荷が到着する」と読める。第1号河川跡が検出された西別府祭祀遺跡が所在するか所は、幡羅郡家に隣接し、郡家間の交流や物流の拠点的施設が予想される場所である。つまり、この場所には、津のような施設があり、物資の積み卸しがあったと考えるのは想像に難くない。事実、幡羅郡の西に隣接する榛澤郡家の正倉跡と考えられている深谷市中宿遺跡は、幡羅郡家と同じような景観をしており、正倉が立ち並ぶ台地下沿いには自然流路を再掘削した河川跡が確認され、その規模の大きさから運河的な機能をもっていた可能性が指摘され、そこには船着き場があったとされる。西別府祭祀遺跡が所在する場所には、現在も、今回の調査区に向かい台地から降りていく切り通しのような道が存在する。古代においてこの道があったかは定かではないが、このような道を使い、津から郡家への物資が往来していくもおかしくない。よって、「到荷」という字は、その事実があったことを示唆するのではないかろうか。ただし、この場所ではなく、この場所より西あるということであるので、かつてはこの場所だけではなく台地縁辺崖線下にはいくつかの湧泉がありそれを水源とする河川が存在し、いくつかの物資の積み卸しルートがあったとの推定がなされるであろうか。

さらに、幡羅郡家が所在する台地上には、「大荷ヶ辻」という地名も残る。現在は、元々の文字が転化し音が当てられた少々怖さを感じる「鬼ヶ辻」という表記になっているが、まさに、大きなあるいは多くの荷が往来した交差点があったとの傍証になるのではないかろうか。

このように、幡羅郡家及び近接する西別府祭祀遺跡が所在する周辺には、物資の往来の事実を想起させる地名が現在にも残る興味深い場所もある。

3 出土木簡について

第6次調査の第2トレンチで検出された第1号河川跡からは、可能性のあるものを含めて木簡が2点出土している（第12図32・33）。その出土地点は、いずれも第2トレンチの南端付近の河床付近である。互いの距離は、最も近いか所で1.1m程、河床からの高さは、第12図32が44cm程、同図33が33cm程であった。後者については、可能性が高いものとの判断も否めないが、上端（頭部）破片と考えられるもので、奈良文化財研究所の形態型式（『木簡研究』（木簡学会）掲載凡例参照）に照らすと、011形式の短冊型に相当するとと思われる。この個体は大半が欠損しているものと推定され、墨書部分は残存していないかった。

もう1点である前者については、下端及び両端の一部が欠損しているが、墨書が両面に明らかに記載され、調査時は鮮明にその文字が見て取れた。形態は、上端（頭部）が削り整形による主頭状をなしており、下端は欠損している。奈良文化財研究所の形態型式に照らすと、019形式の一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたものに分類される。両面は、一部欠損か所があるものの、丁寧に削られ面取りされ、短冊状に整形されている。本取りは、柾目である。現況の大きさは、縱（長さ）243mm、

横（幅）30mm、最大厚6mmである。墨書については、一方が「百 二百 三百 四百（以下欠損）、もう一方は、字列が2列であり、向かって左寄りが「『大大大大』（中に字列が右寄りの文字）『□□□□』（以下欠損）で、下半の判読が難しい文字は、上3文字が忽忽（「たちまち」が3文字）と読める文字である。また、中に記載された向かって右寄りの字列の文字は、君面（きみしかるに）である。一方の文字ともう一方の字列が右寄りの文字は筆跡が同じで、残る「』に括られた文字同士も同じ筆跡であることから、2者による記載であると考えられる。また、筆跡は字列軸にブレが見られることから、文字を書き慣れた人の文字ではなく、習書と考えられ、台地上に造営された幡羅評家（郡家）の役人の子弟等による手習いと推定される。なお、「忽忽」と読めると考えられる文字は、やや崩れた字形であるが、平城京跡出土木簡に類似例が存在し（『平城宮木簡』三、三一九三号）、いずれも「忽」の可能性が考えられるとの教示を得た。なお、木簡の訳説にあたっては、大東文化大学の宮瀧交二氏及び奈良文化財研究所の山本崇氏より御教示を得た。

木簡の時期については、同一層位で共伴した土師器壺、須恵器壺等から7世紀第3四半期と考えられ、この時期は、石製模造品による祭祀が始まった時期と同時期である。

木簡の出土した地点の河川跡では、多数の自然木片に混じり槽や曲物等の容器、板材、杭等も検出され、土器においては、木簡と同時期の内面に放射状の暗文が施文された土師器壺が10点程、土師器壺、須恵器壺・甕・長頸壺等のほか、層位としてはさらに下層の河床近くで、古墳時代前期の土師器壺が、河床では弥生時代中期の弥生土器壺が検出されている。なお、以上の概要の一部は、既に『木簡研究』第35号（木簡学会 2013）のp64、65に掲載され、当該木簡は保存処理済みである。

以上が、本報告の西別府祭祀遺跡において過去に実施された調査の概要及び今回の報告にあたって特筆すべき点を取り上げたものである。今後、他地点の調査により遺跡の状況、性格がより明らかになることを期待してまとめに代えたいと思う。

主な引用・参考文献

- 大場磐雄・小澤國平 1963 「新発見の祭祀遺跡」『史達と美術』第338号
- 小川良祐他 1986 『種の上遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第59集 （財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 金子正之 1982 『三尻遺跡群 上辻・下辻遺跡』熊谷市教育委員会
- 金子正之 1984 『三尻遺跡群 上辻・下辻遺跡』熊谷市教育委員会
- 金子正之 1985 『三尻遺跡群 黒沢館・種ノ上遺跡』熊谷市教育委員会
- 金子正之 1986 『三尻遺跡群 若松遺跡・黒沢遺跡・東遺跡』熊谷市教育委員会
- 金子正之 1986 『三尻遺跡群 社裏道路・社裏北遺跡・社裏南遺跡』熊谷市教育委員会
- 金子正之 1988 『寺東・八反田・東耕地・入川・深町遺跡』熊谷市教育委員会
- 川口 潤 1989 『本郷前東遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第78集 （財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 木戸春夫 1995 『根格・横間槻・閑下』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第153集 （財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 熊谷市 2015 『熊谷市史』資料編1 考古
- 江南町 1995 『江南町史』資料編1 考古
- 埼玉県教育委員会 1988 『埼玉の中世城館跡』
- 寺社下 博也 1979 『中条条里遺跡調査報告書1』 熊谷市教育委員会

- 寺社下 博 1983 「めづか」 熊谷市教育委員会
- 寺社下 博 1984 「中条遺跡群」 熊谷市教育委員会
- 寺社下 博 2000 「一本木前遺跡」 熊谷市教育委員会
- 寺社下 博 2001 「一本木前遺跡Ⅱ」 熊谷市教育委員会
- 寺社下 博他 2002 「一本木前遺跡Ⅲ」 熊谷市教育委員会
- 寺社下 博 2003 「一本木前遺跡Ⅳ」 熊谷市教育委員会
- 寺社下 博 2004 「一本木前遺跡Ⅴ」 熊谷市教育委員会
- 鈴木敏昭 1999 「横間渠遺跡」 熊谷市教育委員会
- 高山清司 1976 「三ヶ尻上古遺跡」『埼玉県土器集成』4 埼玉考古学会
- 浅瀬芳之他 1990 「東川端遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第94集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 浅瀬芳之他 1993 「上敷免遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第128集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 田部井 功 1976 「弥藤吾新田遺跡」埼玉県遺跡調査会報告第29集 埼玉県遺跡調査会
- 田中広明 1992 「新屋敷東・本郷前東」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第111集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 田中広明 2002 「北島遺跡Ⅴ」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第278集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 知久裕昭 2012 「輔羅遺跡Ⅹ-総括報告書Ⅰ-」深谷市教育委員会
- 中島 宏他 1984 「池守・池上」埼玉県教育委員会
- 中村倉司 1987 「下辻遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第69集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 深谷市教育委員会 2008 「律令時代の都役所」
- 増田逸朗他 1971 「横塚山古墳」埼玉県遺跡調査会
- 松田 哲 2004 「龍原裏遺跡」 熊谷市教育委員会
- 松田 哲 2005 「龍原裏古墳群」 熊谷市教育委員会
- 松田 哲 2008 「藤之宮遺跡」 熊谷市教育委員会
- 木簡学会 2013 「木簡研究」第35号
- 吉田 稔他 1991 「小敷田遺跡」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第95集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 吉田 稔 2003 「北島遺跡Ⅵ」埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第286集 (財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 吉野 健 1989 「西方遺跡」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 1992 「西別府廐寺」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 1994 「西別府廐寺(第二次)」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健・松田 哲 2000 「西別府祭祀遺跡」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2001 「源訪木遺跡」 熊谷市遺跡調査会
- 吉野 健 2002 「三ヶ尻遺跡Ⅱ」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2002 「前中西遺跡Ⅱ」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2003 「前中西遺跡Ⅲ」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2009 「西別府祭祀遺跡Ⅱ」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2011 「西別府祭祀遺跡Ⅲ」 熊谷市教育委員会
- 吉野 健 2013 「西別府祭祀遺跡、西別府廐寺、西別府遺跡 総括報告書Ⅰ」 熊谷市教育委員会

写真図版



調査前全景（西から）



第1 トレンチ・旧地形全景（南東から）



第1 トレンチ土層断面C-C'（南から）



第1 トレンチ土層断面D-D'（北から）

図版2



第1トレンチ
湧水による水没状況（南東から）



第2トレンチ
第1号河川跡全景（北東から）



第2トレンチ
第1号河川跡南部完掘状況（南西から）



第2トレンチ
第1号河川跡
土層断面A-A' 北半（北から）



第2トレンチ
第1号河川跡
土層断面A-A' 南半（北から）



第2トレンチ
第1号河川跡
土層断面B-B'（北東から）

図版4



第2トレンチ
第1号河川跡
土層断面C-C' (東から)



第2トレンチ
第1号河川跡習書木簡出土状況 (南東から)



第2トレンチ
第1号河川跡土師器坏出土状況 (東から)



第2 トレンチ
第1号河川跡槽出土状況（北東から）



第3 トレンチ
第1号河川跡全景（南西から）



第3 トレンチ
第1号河川跡土層断面A-A'（東から）

図版6



第3 トレンチ
第1号河川跡柾出土状況（南から）



第4 トレンチ
第1号河川跡全景（北東から）



第4 トレンチ
第1号河川跡土層断面A-A'（東から）



第4 トレンチ
第1号河川跡土層断面B-B'（北から）



第5 トレンチ
第1・第2号水田跡全景（南から）

図版8





第2 トレンチ河川跡 第11図1



第2 トレンチ河川跡 第11図2



第2 トレンチ河川跡 第11図3



第4 トレンチ河川跡 第17図1



第2 トレンチ河川跡 第11図4



第3 トレンチ河川跡 第16図1



第5 トレンチ遺構外 第22図2



第4 トレンチ河川跡 第17図5



第2 トレンチ河川跡 第11図27



第2 トレンチ河川跡 第11図28

図版10



第2 トレンチ河川跡
第11図3～8



第2 トレンチ河川跡
第11図9・22
第5 トレンチ河川跡
第21図1
第5 トレンチ水田跡
第20図1
第5 トレンチ遺構外
第22図1



第1 トレンチ
第7図1
第2 トレンチ河川跡
第11図11～17・20
(外面)

図版11



図版12



第2 トレンチ河川跡 第11図25・26



第5 トレンチ水田跡 第20図5



第4 トレンチ河川跡 第17図2

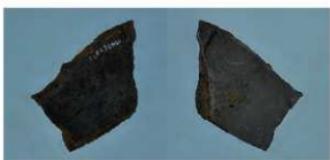


第2 トレンチ河川跡 第11図29~31

第4 トレンチ河川跡 第17図3・4

第5 トレンチ水田跡 第20図6・7

第5 トレンチ造構外 第22図7・8 (左:外面、右:内面)



第5 トレンチ水田跡 第22図9 (左:内面、右:外面)



第4 トレンチ河川跡 第17図8 (左:凹面、右:凸面)



第4 トレンチ河川跡
第17図9・10



第2 トレンチ河川跡
第13図45



第1 トレンチ 第7図7
第2 トレンチ河川跡 第13図46・47

図版13



第2トレンチ河川跡
第12図33

第2トレンチ河川跡 第12図34・35・38・39



第2トレンチ河川跡
第13図41

第2トレンチ河川跡 第12図36・37・40 曲物結合桿皮



第2トレンチ河川跡 第13図42



第2トレンチ河川跡
第13図43



第2トレンチ河川跡
第13図44

図版14



第3 トレンチ河川跡 第16図4
第16図3



第4 トレンチ河川跡
第17図11

第2 トレンチ河川跡 簍葦片

第3 トレンチ河川跡 第16図5

報告書抄録

ふりがな	にしへつぶさいしいせき よん						
書名	西別府祭祀遺跡IV						
副書名	西別府官衙遺跡群確認調査報告書IV						
シリーズ名	埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書						
シリーズ番号	第24集						
編著者名	吉野 健						
編集機関	埼玉県熊谷市教育委員会						
所在地	〒360-0107 埼玉県熊谷市千代329番地 熊谷市立江南文化財センター TEL048-536-5062						
発行年月日	西暦2016(平成28)年3月25日						
所取遺跡名	所在地	コード 市町村	北緯 (°'")	東経 (°'")	調査期間	調査面積 (m ²)	調査原因
西別府祭祀遺跡 (第5次)	熊谷市西別府字瀧下 1563番	11202	36° 11' 25"	139° 20' 01"	20111011 ~20111020	64.00	保存目的 の確認調査
西別府祭祀遺跡 (第6次)	熊谷市西別府字瀧下 1563番、1564番1	59-001			20120126 ~20120316	192.00	
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項	
西別府祭祀遺跡 (第5次)	祭祀跡	弥生時代 ~平安時代	河川跡1	弥生土器 土師器 須恵器 須恵系土師質土器 ロクロ土師器 土製支脚 土鍋 瓦 円筒埴輪 木製品(木簡、槽、曲物、 渠はか)	河川跡の河床付近から、習書木簡が出土した。時期は、共伴する土器から7世紀第3四半期と考えられる。また、河川跡は北に大きく広がっていることが予想された。		
西別府祭祀遺跡 (第6次)		平安時代	水田跡2	土師器 須恵器 須恵系 土師質土器 板石塔婆 陶器 瓦質土器			
		中近世					

埼玉県熊谷市埋蔵文化財調査報告書 第24集

西別府祭祀遺跡 IV

-西別府官衙遺跡群確認調査報告書IV -

平成28年3月25日発行

発行／埼玉県熊谷市教育委員会

印刷／巧和工芸印刷株式会社

